

第二十四回国会

参議院建設委員会會議録第二十四号

昭和三十一年四月十七日(火曜日)午前
十時五十四分開会

委員の異動

四月十三日委員斎藤隆君及び小澤久太郎君辞任につき、その補欠として草葉隆圓君及び紅露みつ君を議長において指名した。

四月十四日委員草葉隆圓君及び紅露みつ君辞任につき、その補欠として斎藤隆君及び小澤久太郎君を議長において指名した。

本日委員森崎隆君辞任につき、その補欠として永井純一郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 赤木 正雄君
理事 石井 桂君
小澤久太郎君
近藤 信一君

委員

石川 榮一君
伊能繁太郎君
酒井 利雄君
武藤 常介君
北勝太郎君
村上 義一君

国務大臣

建設大臣 馬場 元治君

政府委員

建設政務次官 堀川 恭平君
建設大臣官房参事官 水野 岑君
建設省河川局長 山本 三郎君

首都建設委員 松井 達夫君
会事務局局長
事務局側 常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員

建設省河川局長 国宗 正義君
局水政課長

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○首都圏整備法案(内閣提出、衆議院送付)

○海岸法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(赤木正雄君) たいだいまから委員会を開会いたします。

委員変更の件を御報告申し上げます。四月十三日斎藤隆君及び小澤久太郎君が辞任され、補欠としてそれぞれ草葉隆圓君及び紅露みつ君が指名され、四月十四日草葉隆圓君及び紅露みつ君が辞任され、補欠としてそれぞれ斎藤隆君及び小澤久太郎君が指名されました。また本日森崎隆君が辞任され、補欠として永井純一郎君が指名されました。

お諮りいたします。委員変更に伴い理事一名が欠員になっております。この際、理事補欠互選を行いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないと認めます。つきましては、この補欠互選の方法は、成規の手続を省略いたします。委員長の指名によることに御

一任いただきますと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤木正雄君) 御異議ないと認めます。それでは私から理事に小澤久太郎君を指名いたします。

○委員長(赤木正雄君) 首都圏整備法案を議題に供します。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 先回の委員会に私欠席しましたから、先回質問された委員の方と重複するかもしれませんが、その点は一つ御了承を願いたいと思ひます。

このたび首都圏整備法案が提出されましたが、従来首都建設法という法律があつたわけなのでございますが、その首都建設法と今度の首都圏整備法案との関係、いわゆるその首都建設法が従来首都建設のためにやって参りました、そこへもつてきて今度首都圏整備法案という何か重複するような法案が出されたわけなんです、このいきさつについて若干の説明が願ひたいと思ひます。

○政府委員(松井達夫君) 従来首都建設法というものがございまして、このたびそれに重複するような首都圏整備法案が提出された理由は、どういふわけであるかと、こゝろ御趣旨と拝察いたしますが、従来の首都建設法では、その施行いたされます区域が東京都の区域に限られていたわけでござ

います。いろいろ計画を立てて参りましたが、この首都の区域、東京都の区域内の計画をいろいろ立てて参りました結果、この東京都の人口増加の情勢でございまして、あるいは通勤交通の情勢でございまして、その他いろいろな点から見まして、東京都の区域だけで計画を立ててゐるのでは不十分である、どうしても周辺相当な範囲にわたつて、現在経済的にも文化的にも関連の多い区域にわたつて計画をしなければならぬという結論に達してゐるのでございまして、このたびの首都圏整備法案におきましては、そういう趣旨でその範囲を広めるということが一つの大きな違いでございまして、それからまた、仕事の内容といたしまして、今までの首都建設法では、首都の都市計画その他重要施設のもとになるような計画を立てる、それからその推進に關しまして勧告等をするという権限を持っておつたのでござい

ますが、このたびの法律では、毎年度の事業計画を立てて強力に推進していくというところに今までのやり方と大きな差があるのでございまして、また委員会の構成といたしまして、今までは九名の非常勤の委員でやつて参つたのでございまして、このたびは委員長のほか四人の委員で、うち二人を常勤といたしまして、常勤を原則として委員会を構成することになってゐるのでございまして、常勤の委員によつてさらに強力に計画を立て、それを推進していく、こゝろに点におきま

して、また大きな差異があるのでござい

ます。その他、学校の建設に關する補助でございまして、あるいはいわゆる衛星都市法案では市街地開発区域というより名前になつておりますが、といったものの指定でございまして、か、いろいろな点につきまして今までの法律とは大きな差があるのでございまして、今までの法律の意圖するところを全部包含した上に、さらに大きな目的を達成する、こゝろに建前になつてゐるのでござい

ます。○近藤信一君 そういたしますと、従来の首都建設法ではですね、ただ東京都だけの問題を中心にしてやつてきた、しかしそれではもう都市周辺の問題等考へると、これによつては強力なものではない、だから新しいまあ首都圏整備法案というものを作つて、周辺都市をも包含してやつていきたい、こゝろにお考へのようにござい

ますが、そうすると、従来の首都建設法というものはこれによつてもうなくなるわけですか、その点いかがでしようか。○政府委員(松井達夫君) この法案の附則に示してございまして、附則の第四項でございまして、二十ページの一番最初にございまして、首都建設法は、廃止するわけになります。○村上義一君 関連して、この首都建設法が廃止せられると、この首都建設法は成立の際に住民投票を経たと記憶してゐるのですが、廃止については住

民投票——住民に意見を聞く必要はない、こういう見解をおとりになつておるので、ちよつと伺つておきたい。

○政府委員(水野忠君) ただいまの御質問でございますが、政府といたしましては、以下述べますような見解に基いて、住民投票は要らないというふう

ますのは、今度のこの法律案が首都建設法の趣旨を継承いたしましたして、首都建設計画及び首都建設委員会の拡充強化というものを考えまして、これが必要な規定を整備いたしておるというこ

とでございます。要するに首都建設法の趣旨はそのまま継承をして、これの趣旨を拡充強化していった、従つて首都建設法の本旨というものは、そのまま引き継がれておる、こういうことと、私どもといたしましては、この住民投票は要らないというふうに考へておるのでございます。

○近藤信一君 首都建設法が昭和二十五年に制定されて、今日までやってきた実績について、若干の御説明が願いたいと思います。

政的な面等につきまして、しばしば二十数回にわたりました。関係官庁あるいは東京都知事等に申し入れ、勧告等をして参っております。また非常勤の委員ではございますが、委員の方々もそのつど足を運ばれまして、各方面にいろいろ折衝されるとか、いろいろやっております。

○近藤信一君 首都建設法とそれから都市計画法というものがございます
が、この都市計画法と首都建設法との
かね合いですね、これについて今まで
どういふふうにやってきたか、その点
御説明を願いたいと思います。

○政府委員(松井達夫君) 首都建設計画は、都市計画のものになるような計画を立てているわけでございますが、これを実際に法律上の効果を持たすように計画いたしますには、都市計画として決定しなくてはならないわけでございまして、その点建設省の計画当局関係と十分連絡を密接にいたしまして、必

要なものは都市計画として決定する手続をとつていただいております。

○近藤信一君　そろすると、都市計画法と、今度はこの首都圏整備法案との

関係はどうなるのですか。

○政府委員（水野峯君） 本法に基づきまず首都圏整備計画は、都市計画その他の重要施設の整備の基本となり基礎となる計画でございます。整備計画が決定された場合、委員会といたしましては、関係行政機関なり関係地方公共団

体に、極力これに御協力願ひまして、場合によつては勧告等の措置をとりまして、これが推進に當ることになつてゐるのでございます。しかしながら、この整備計画の実施に当りまして、これを都市計画として実施していくかど

うか、こういうふうなことは、一にこの関係行政機関なり関係公共団体の意向によって定められるべきものではございますが、委員会といたしましては、この都市計画として実施していただくということを期待する場合は非常に多からうと思います。そういう点で、関係各行政機関なりあるいは地方公共団体と十分密接な連絡をとりまして、極力都市計画でやるのが適當であるというような場合におきましては、これを関係各省にお願いいたしましたので、その手続をとって実施していただくというように御協力を願う、こういうふうにいたしていきたく存じているのでございます。

それから次に整備計画と、すでに決定になりました都市計画との関係でございますが、すでにきまりました都市計画は、これを十分に尊重するということとは申し上げるまでもないところでございますが、首都圏の建設という大

きな立場に立つて整備計画を決定しました以上、場合によって既定の都市計画が変更になるというようなことも、当然考えられるのでございます。

だいて、その御意見を十分尊重するよ
うな仕組みになっておりますし、また
計画を立てます場合に、さらにそう
いった県の意見を十分聞いて、ある
いは公共団体の意見を十分聞いて
計画を立てる、こういう建前になっ
ております。地方自治を阻害しない
ということを建前にしております。

○近藤信一君　ここに「総理府の外局」として、首都圏整備委員会を設置する。と、こういふことになっております。すが、総理府の外局ということになりますと、従来ある外局と同じような構想です。たとえば防衛庁なんかあり

ますね。

○政府委員（水野岑君） ただいま御指摘になりました防衛庁等とは、本質的に性格が違うのでございまして、これはいわゆる行政委員会でございます。従いまして、内閣からある程度独立をいたしまして職権は行使する、職務は執行していく。で、すなわち人事とかか

予算とか、そういう面で内閣のコントロールは受けるのでございますが、その他の職務執行ということになりますと、内閣からある程度独立して不偏不

党の立場でこの大きな理想を持った首
都圏整備計画を作成し、これを強力に
推進していく、そういうようなことにな
るのでございまして、防衛庁のよう
な独任制の行政機関、行政官庁、こ
ういうようなものとは性格が異なるので
ございします。

○近藤信一君　その今説明ありました。首都圏整備審議会委員ですか、審議会委員というものが作られるそうでございますが、これらの員数の構想なんかはどのような考えておられるのですか。

する法案の成立の曉におきまして、これが所期の目的を達成するか、あるいはいなかという問題は、かかつてその運営の衝に当ります人のいかにあるかと心得えます。従いまして、委員の人選につきましては、慎重の上にも慎重に考慮をいたしまして、首都圏を整備いたそうとする大きな目的に最もふさわしいような各方面の知識、経験あるいは手腕、そういったことを考慮しながら各方面から人選を進めて参りたいと、かように考えております。

○村上義一君 この大理想を実現せしむるためには、慎重に御考慮になるというただいま建設大臣のお説であります。しごくごもつともであります。が、委員の数は大臣を除けば四名ということに本法で限定されております。

○國務大臣(馬場元治君) 本法律を運営いたしましたして、その実績を上げますにつきましては、ただいまも申し上げました通り、たとえば土木建築であるとか、あるいは地方行政であるとか、あるいは交通の關係であるとか、各方面の知識を必要とするものと考えます。従いまして、四名の委員を選定いたしまする場合、これらの点を十分に考慮いたしましたして、最善の方法をとりたいと。で、御趣旨もよく了承をいたしまするが、ただいまここでいづれの

見まして、当然のことと思うのであります。で、将来もし内政省というものができました場合でも、この委員会は内政省に移しては実効が上げにくいということを思うのであります。先般の新聞紙上でちよつとそういつたよう

ても必要であらうと思ふのですが、この際大臣の御意見を伺つておきたいと思ふのであります。

○國務大臣(馬場允治君) 内政省ができた晩にどうなるかというお尋ねのように拝聴いたしました。が、内政省の問題とは、ただいま御審議願つております法案は全然別個の問題であります。内閣の外局としてどこまでもこの法律を施行して参りたい、かように考へておるのであります。

○近藤信一君 審議会の委員が作られ

当尊重されなければならぬと思うんですが、この点大臣から一つ御答弁願いたいと思います。

○國務大臣(馬場元治君) 審議会の意見はもちろん尊重するわけであります。て、先ほど局長から御説明申し上げま

よりに考へておる次第であります。

○近藤信一君　それから、この委員会の委員ですが、先ほど首都建設法に基づく委員会は非常勤の委員九名であつたのを、今度は委員を四名にする、それから委員長一人で、都合五名になるわけなんですが、そのうち委員二人は非常勤とする、二人は非常勤で、あとの二人は常勤ということになっており、委員長ほか四人の委員で運営されるわけなんです、従来九人であつたのを、今度はさらに首都建設より広範な

の方々とというような方々で構成して
おるわけでございまして、このたびの首
都圏整備委員会ではこのような構成に
いたしますという、たとえば先ほど
も申し上げましたように、関係首都圏
の方々だけでも十六人というよりなこ

ことができるということになっておりますが、こういった少數精銳主義で事實上に仕事をやっていっていただく。それから関係の府県の方々とか、あるいは衆参両院から出ていらっしゃる方々という方々をもつて審議會を別に組織して、それをもつて今までの委員会の構成の一部をそちらの方で働いて、意見を出していただくというような組織にしたわけでございます。こういう方式の方が、今までの方式をただ広げるよりは、よほどいいのではないかと

の衝に当ります。國務大臣をだれにするか、建設大臣にする、あるいは他のものにするかということについては、ただいまのところいまだ決定をいたしておりません。

○近藤信一君　まだだれにするか予定

—
—
—

すると、大戦後は東京都を三百万程度で抑えたい、こういうふうなふうに新聞などでも私ども見たことがあるわけなんです。それがもう八百万になつてしまつた。それで定住しているのが八百万以上いるわけなんです。その他先ほどから問題になつてゐる、周辺から都内に通勤しておられるこれらの方々を入れると、一千万を突破するのじゃないか、こういうふうにも考えられるわけなんです。そういう人口の過剰の点からも、こういうふうな首都圏整備というふうなものをやらなければならぬ、こういうところからも出発の、一つの原因にもなつてゐるかと思つたのですが、将来これらの人口過剰に対してどういふお考えを持っておられますか。

○政府委員(松井達夫君) お話の通り、終戦直後のころは、理想論といつたしまして、東京都の人口を三百万ぐらいに抑えたい。東京都と申しまして、区部の問題でございまして、三百万ぐらいに抑えたいというふうなお話もあつたのでございまして、その後情勢がだんだん平常に戻りますにつれて、一たん疎開した方々もどんでん東京に戻つて参るような状況でございまして、居住の自由というふうな憲法の保障もございまして、これはとめることがもちろんできませんので、お話の通りに、東京都の人口が八百万を超過する、区部の人口だけでも七百万になるというふうな状態になつてきたのでございまして。最近に至りまして、この人口の増加の趨勢は一向小さくなりません。一時よりは小さくなつて参りましたが、やはり大都市の人口増加の今までの傾向は、毎年三%以上の人口

がふえるというふうな状態でございまして、二十五、六万の人口は毎年ふえていくのでございまして。

それで首都建設委員会でも一体東京都の区部にどれだけの人口が収容できるかというふうなことを前々から研究して参つたのでございまして、まず普通の日本人の住み方、都市のまあこの程度なという状態、建築物の高層化がこの程度に進むと考へてよかつたといつたような条件等々からいたしまして、まず東京都の区部には八百万五千人くらいが入るといふところがいゝところではないか、こう考へておるのでございまして、そういたしますと、現在の情勢で進みますと、昭和五十年になりますといふと、東京都の区部の人口だけでも今の増加率で参りますと三百万以上のあふれが出てくるというふうなことになるのでございまして、これをどうしてかまへようとおいても周辺にあふれるわけではございまして、それを何らか前もって適当な手段を、措置を講じていって、最も好ましい状態にこれを周辺に定住させるように考へていくべきだと、こう考へておるわけではございまして。その意味におきまして、周辺に市街地開発区域というものを考へまして、いわゆる衛星都市を育てていくと、こういう考へになつてゐるのでございまして。これによりまして、東京都へ集ります人口の過半数が周辺の県から入つて来るような状態でございまして、少くともそういう人たちがその周辺の、自分の現在おる周辺に職場なり何なりを見つけてそこで働くことができるというわけで、交通問題あるいは当面の住宅問題等につきましても、好影響があるのではないかと考へ

てゐるわけではございまして。なお周辺の県以外に遠方からも人が集つて来るわけではございまして、それらの点につきましてもおのゝお考へもあるかとも存じますが、とにかく当面のこの状態を救うためにはこういう措置をとらなくてはならない、こう考へておる次第であります。

○近藤信一君 まあ首都圏整備法が実施されるようになりますれば、ただいま言われましたようなまあ人口の問題、それから住宅、道路、こういう問題、まあやられるわけなんです。終戦後、ただいま言われましたように三百万で押えていこうと思つたがそれができなく、だんだんと八百万以上になつてしまつた。この法律が施行されて、今のお考へのような住宅問題、道路の問題、これをやられるわけなんです。あ、終戦直後にできなかったものが、現在御承知のように、道路でも非常に狭くなつて、自動車非常にたくさんふえて何ともならぬ、こういうふうな状態なんです。それから住宅の問題にいたしまして、これは東京都では住宅を建てる余地がないので、これを今度計画的に住宅を周辺の方に宅地を造成して、そうして計画的に東京都の人口をそちらの方に移動させるか、また現在狭くしてしよるの

ない道路を拡張する、こういうことが果してできるかどうか。住宅を計画的に周辺の地方に建設を進めていって、人口をそちらの方に移動させる、こういうふうなことが強力にできるかどうか、こういう点について一つ御所見をお願いしたいと思います。

○政府委員(松井達夫君) この計画によつてさらにその各般の事業の執行を強力に推進できるかというお話でございまして、この計画を立てましたことによつて、特に國期的にこの首都整備の仕事にいろいろな事業費を切り込むというところは急には参らないかと考へております。これは全国的なバランスという問題もございまして、そう簡単には参らないと思ひますが、少くともこういう計画を早く立ててやりまして、住宅地の問題にいたしまして、あるいは水道の水の問題にいたしまして、あるいは道路用地その他交通用地の問題にいたしまして、他との競合によつてあとでは取り返しのつかないことになる考へられるのであります。その意味におきまして、早く整備計画を立てて、その線に沿つて少しでもそちらの方へ導いていくというこゝでいくのが現在としては最善ではないかと考へております。

○近藤信一君 これからのいわゆる問題です。人口の過剰の問題、それをどう押えていくために、まあ調整していくためにこの法律が必要か、それとも現在人口が過剰になつて困つておる東京で何とか整備していきたい、こういうふうなところに目標が置かれておるか、この点一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(松井達夫君) この法律の目標としておりますのは、やはり両面あると思ひます。首都圏整備法というより、今度は今までの首都建設と名前が変りまして、大きな圏というふうな字をつけまして、法律の名前をうたつておりますので、周辺の衛星都市の問題、将来の人口問題というふうなことが強く印象に上ると思つてござい

ますが、同時に、やはり東京都その他の在来、現在の既成市街地の整備ということも並行して進めていかなくちゃならない問題でございまして、東京都内の現在の交通地獄の状態をどう解決するかという問題も、当面の問題も将来の問題と並行いたしまして解決していかなければならないと考へます。その意味におきまして、この整備計画も周辺の整備計画と同時に既成市街地内の整備計画も一緒に立てて推進していく、こういう建前になつております。

○石井桂君 今、近藤委員がお聞きになつた人口の過度集中を防止するといふことは、本法の大きな眼目とここに説明されておるのですが、その場合に、松井局長の御答弁によると、はなはだ自信のないような御答弁をいたしたような印象を私は受けたのです。まあ非常に人口集中防止はむずかしいといふことはわかります。もう何度もうろいろな防空時代にも人口の規制を法律的にやつて、そうしてなかなかできなかった。非常にむずかしいことはわかるけれども、せつかく首都圏整備法案を作つて、そうして人口の過大防止をやろうという大きなことに旗じるしとして掲げておつて、その法文の御答弁としてははなはだ心もとないもので、これはもうほんとうにやるのだといふつもりで推進していける気概が御答弁になければならぬと思つたのです。それがまことにそういうふうな思ひなかつたのですが、この点は大臣から一つ、せつかくこういう法律を出される以上は、たとえばこの前も私は関連して御質問申し上げただけで

問題、将来の人口問題というふうなことが強く印象に上ると思つてござい

も、今はできなくても将来——東京じゅうに集中しておる大学などはもう敷地がなくなつて分校を作つたりなんかして近県に出ておるのです。そういうあらゆる方面の人口を集中する原因になつておるあらゆるものを、将来は首都圏整備の計画においてまあできるやうに努力するんだ、そして着々と首都圏整備の大きな旗じるし、目的を達していくんだ、そういう御答弁でない、これはやっぱり法律をこしらへても、現が入らないやうな気がするので、その点一つ大臣から腹のすわつた御答弁を承りたい。

○国務大臣(馬場元治君) 人口問題は、ひとり首都圏だけの問題でなくて、全国的な問題であり、あらゆる問題の困難性はこの人口の過剰的な状態に胚胎しておると申しても過言ではないかろうかと考えます。特に首都圏周辺に人口が非常に集中をいたしまして、そのために交通の混乱やら、あるいは道徳の頹廢やら、あらゆる都民生活に非常な障害を与えておられますことは申し上げるまでもないのであります。この首都圏整備法案を考慮いたしました主要なる原因の一つは、まさに御指摘の通りに、人口の過剰なる状況を調整をいたしたい、これが大きな一つの目的であるのであります。従いまして、全国的な方途を講じなければいかぬのではないかと御意見も一部にありますが、首都圏だけを考へべきではない、こゝろ御意見もあるものであります、日本じゅうで一番人口の過密でありますのは、首都圏、この辺一帯の状況でありますので、まずこの首都を中心とする周辺地域を目標といたしまして、これらの整備をはかりたい、

かような考えからいたしまして本法案を提案することになったのであります。人口の過密な状況をいかにして緩和するか、これはまことに必要であります、一面、これが実行に当りましては、非常な困難を伴ふことを予想しなければなりません。ただいまの情勢において強制力をもつて人口、住居を他に移さしめるということは、法律に特別の規定のあります場合を除いては不可能でありますので、施設の面において過密の人口をその周辺に移す、ないしはいわゆる首都圏に各地方から流入いたして参ります人口をなるべく減少せしめるといったやうな、あらゆる方途を講じなければならぬかと存じます。御指摘のありましたやうな、各大学の集中の問題、あるいは官庁の問題、その他各種の中央的機関、日本全国にまたがる中央的な機関の所在といったやうな、あらゆる面から論議せらるべき問題がたくさんあるであらうと存じます。これらの点につきましては、ひとりこの委員会だけで処理し得る問題でありませんので、あらゆる方面の、各省の御協力並びに民間各方面の御協力も得まして、これが実効を上げるよりほかはない、かやうに考えますので、この問題につきましては各種の計画を立てます場合、特にこの審議会などにつきましては、この問題を十分にお諮りをいたしまして、実効の上の方法を樹立いたしまして、各方面の協力のもとにぜひこれを實現せしめたい、かやうに考えておるのであります。困難はきわめて困難な仕事であります、さればといつて放任できない重大な問題でありますので、その困難を克服しながら、何とか

○石井桂君 もう一つ。大臣の固い御決心を承つて、ひとまず安心しておるわけですが、人口の非常に集中する原因は、まあ具体的にいへば学校であるとか、工場であるとか、そういうものだと思うわけですが。そのほかやつと今すぐ私は思ひ当りませんが、そこであつた戦時のことを語ると非常に變ですが、戦時中、都市に人口が集中すると被害が大きくなるから、人口を分散しようという計画があつたとき、大工場の規制ということ、それから学校を移設するということが努力されました。今度は目的が全然違ひますが、人口を集めないという手段としては私は同じだと思ふんです。そこでこの法文を見ますと、工場の規制についてお考え願ふやうでありますから、それには触れない。

そこでもう一つ残るのは、学校等の教育文化施設を整備するということがどうかと思ひます。そういうことについてこの前の委員会でも松井局長からも御答弁をいただいたんですが、たとえば例をとると、日本大学なんというものは、現在の校舎が一ぱいになつて、世田ヶ谷の方へ施設を移してある。慶応義塾大学は日吉の方へ施設を移してある。そういう学校が方々にあります。そこでそういうやうな機会には、法文で規制するということはないかなと考へて、規制するにしても、近隣の地方公共団体の長とか、あるいは関係の文部大臣とか建設大臣とか、そういう方々が集まつて、そしてこの首都圏整備計画を樹立するに當つては、関係方面の最大の

知恵をしぼつて、そして御努力になれば、私は具体的に目的が着々と達せられるんじゃないか、こゝろいふに考へるものですから、老練心までにつけ加えておきます。

○近藤信一君 今、石井委員もちつと触れられました、私は戦時中に、やはり各都市で強制疎開してどんと家を立ちのけたわけですが、やはり首都圏整備の目標といふますが、やはりそういうやうな人口の問題が最も大きな問題であらう。そして、もし何かの災害があつたときに、これを最も小限度で防いでいこう、こゝろいふことを考へられなければならぬと思ふんです。東京などは大正十二年に大きな災害を受けた、あのときにも大きな被害を受けた。戦時中にも、もう一夜にして大半が焼失する、こゝろいふやうなことはやはり人口の稠密化、そういうことが最も大きな原因をなしておるんじゃないか、こゝろいふにまあ考へるわけなんです。従つて、やはりこの首都圏整備をするためには、こゝろいふやうなこともあわせ考へて、こゝろいふしつかりしたものでなければ、私は法律を作つただけで、実効の面について何ら大きなあれがないということになれば無意義じゃないか、こゝろいふやうな点、将来三たびの大きな災害を防ぐという立場から、一つ法律で人口の問題を十分に調整していく、こゝろいふことでなければならぬんじゃないかといふふうに私は考へるんですが、その点いかがでしょう。

○国務大臣(馬場元治君) 大正十二年の震災、それから先般の戦災、いずれも大きな災害を受けましたが、その原因のうちの一つとして、人口の過密なることも考慮しなければならぬことは当然であると存じます。で、先ほど申し上げました通り、人口の過密度の調整につきましては、各方面の協力を得まして、全力をあげなければならぬ問題であります、同時に、住宅あるいは道路も災害などを特に考慮いたしました上で、十分の処置をとらなければならぬと存じます。

なおこの首都圏の整備につきましては、単なる目先の問題を考慮するといふよりも、むしろ遠大な考へで、将来長きにわたる首都のあり方ということに考慮いたしまして、総合的に、しかも近視眼的でない計画を立てまして、これを実行に移していかなければ意味はないやうに考へます。で、大震災の後の東京の整備につきまして行われた一部の英断が、今もって相当の効果を上げておられますことを考へてみましても、将来長きにわたる見地から十分な考慮の上に、英断を持つてとり行なつていかなければならぬと、かやうに考へておる次第であります。

○近藤信一君 今、大臣から、将来長きにわたつての一つの大きな、遠大な計画である、こゝろいふまあ御所見が述べられたわけなんです、目先の問題でないことは法律でわかつておるわけですが、しかしこの遠大な計画を立てて、整備法が施行されるわけですが、こゝろいふ先ほどの御答弁にもございまして、東京がいつの間にか、もう八百万以上になつてしまつた、こゝろいふやうなことも、まあ遠大な計画を立てておられて、やはり今後毎年々々人口が二十万くらいずつふえるといふやうな状態で、これ

を規制する何らかの処置が講じられなければならない、いくら遠大な計画を立てられても、もともと東京は人口的にふくらんで行くんじゃないか。これはやはり地方から、何のことはない東京へふらふらと来て、そして東京に居つく、こういうような形もあるわけなんです。やはりこれは遠大な計画も大切でございますが、当面の問題として十分なる考えをもつて、そして首都圏整備法というものを私は施行する必要があるんじゃないか。このように考えるわけなんです。当面の問題は、じゃあどうでもいいかと、こういうことにも受け取れるわけなんです。が、当面一体どのようにされようという考えですか。この点一つお聞かせを願いたいと思います。

○国務大臣(馬場元治君) もとより当面の問題をないがしろにしてよろしいという考えは毛頭ございません。当面の問題を処理しつつ、その目的は遠大なるところに置かなければならぬと、かような意味合いを申し上げたつもりであります。当面この人口の増加をいかに処置するかという問題になりますと、強制力をもつて云々ということにはなにかねますので、先ほど石井さんのお尋ねに対してお答えを申し上げました通り、各方面、たとえば学校の問題であるとか、あるいは御指摘のあったような大きな工場の問題であるとか、そういう問題も考慮しながら、各関係方面との協力を得まして、それらの集中化を防止して行く。なお全国的にも呼びかけまして、中央である東京都への人口の集中をできるだけ防止していくといったような方法をさしあたりは講じていくよりほかはないと、かように考えている次第であります。

○近藤信一君 最後に一つお尋ねしますが、やはり私は当面の問題として考えられることは、これは住宅の問題だと私は思うのです。やはり国でいろいろと住宅計画を立てられるにいたしましても、現在大都市に不足しているものであるから、大都市にたくさん住宅を建てなければならぬ、こういうふうなあれでいつも割当がきまるわけなんです。しかし私は大都市にたくさん住宅を現在要求している人がいるから、住宅をたくさん作らなければならぬということになるから、だんだんと東京にこの人口がふえてしまふ。やはりこれは地方にたくさん住宅を割り当てて、住宅をたくさん作っておけば、その地方に移住していく、こういうことも考えられるのではなからうかと思ふのですが、その住宅問題についてはどのように考えておられますか。

○国務大臣(馬場元治君) それは、実は申し落しましたが、まさに住宅についてはそういう考え方を当然すべきものであると考へまして、都市に集中するといふ従来の方針は、これを再考すべきである、かような考えから、数におきまして特別の考慮を払っているつもりであります。

○村上義一君 整備計画につきましても、二十条の第三項に、政令で定めるところによつて左記の各事項ごとに根幹となるべきものを定めるのだとなつておりますが、そして九項目明記されております。この中で公園とか、緑地とか、水道、下水道、あるいは宅地とかというものはよくわかりますが、鉄道については非常に

疑義があるのであります。これは国有鉄道は電信電話などと一緒にこの中へは含まれないと考へるのであります。が、いかがですか伺いたい。

○政府委員(水野孝君) 国有鉄道につきましては、まあ御案内の通り、首都交通の問題を考えます場合に、御承知のように、国電というものが重要な施設でございますので、この整備計画を立てます上におきまして、やはりそういう国有鉄道というものが、われわれといたしましては、ぜひ考へなくてはならない問題ではないかと。ただ、これはいづれも政令で定めるといふことになっておりますので、関係各省、すなわち運輸省と御相談しなくちゃありませんが、われわれといたしましては、国有鉄道はぜひ入れるべきである。ただ、その国有鉄道を入れる場合、どこに、どういふ範囲のものを入れているか、具体的に整備計画の内容として、そういう問題につきましては、十分運輸省と御相談をしまして、きめて参りました。というふうに考へております。

○村上義一君 国有鉄道も中に入れるという必要性は、私も一面において考へるのであります。が、とにかくよく東海道という道路もや似ておりますが、国有鉄道はこの首都圏の中の鉄道、これは全国の鉄道網の一角にすぎないのであります。全国的に輸送需要に適應するように、これは常に有機的の動きをしておりまゝで、ただ首都圏だけの考へで計画を立てるといふことには非常に無理があると思ふのであります。今お話しのごとく国有鉄道の当業者が立てた意見をよく尊重して取り入れていくということならば、もちろん差しつかえないと思ふの

であります。ぜひ一つこれは緊密な連絡を保つて進めていただきたいと念願するのであります。

な、この電信電話という通信施設については、全然九項目の中にはないのですが、あるいはこの「リ」といふその他の首都圏の整備に関する事項で政令で定めるもの」とありますが、この中へ含めておられるのですか。ついでながら、この「リ」号で予定しておられる内容を伺いたいと思ふのであります。

○政府委員(水野孝君) 電信電話の問題でございますが、これは施設に追隨していくものであるというふうな考へからいたしまして、目下のところは、電信電話はこの「リ」の政令でも含めないでいいのではないかと、いふに目下のところ考へておられますが、この整備計画におきましては、この首都圏内の輸送需要といふものを考へまして、どういふ所に起点を設け、中間経過地点を設けて、そして終点はどこに設ける、そしてそこにどういふ施設、輸送施設を設ける、そしてその輸送量はどのくらいのものかを想定するのか、こういうようなことを計画いたしませんと、この整備計画の完全を期することはできないと思ふのでございまして、そういう路線網といふものはこの整備計画で大きく一つ取り上げて参りたいのでございまして。その路線網に基きまして、今度具体的にどういふ施設の整備が必要かということが次の問題として整備計画の中で考へて参るといふことになるのでございまして。ただ、先ほど御答弁申し上げたと思ひますが、あくまでも整備計画はマスター・プランでございまして、いわゆる各実施官庁でやります詳細な実施計画とは異なる

○政府委員(水野孝君) ただいま冒頭に村上委員からお話ございました国有鉄道の問題につきましては、村上委員の御意見も一つもございまして、十分関係省なり、国有鉄道と緊密な連絡をとりまして、進めるべきだといふふうに考へておるのでございまして。

な、ただいまお話しございました路線網は入らないのであつて、物的施設の整備だけが入るのではないかと、いふお話しでございましたが、この整備計画におきましては、この首都圏内の輸送需要といふものを考へまして、どういふ所に起点を設け、中間経過地点を設けて、そして終点はどこに設ける、そしてそこにどういふ施設、輸送施設を設ける、そしてその輸送量はどのくらいのものかを想定するのか、こういうようなことを計画いたしませんと、この整備計画の完全を期することはできないと思ふのでございまして、そういう路線網といふものはこの整備計画で大きく一つ取り上げて参りたいのでございまして。その路線網に基きまして、今度具体的にどういふ施設の整備が必要かということが次の問題として整備計画の中で考へて参るといふことになるのでございまして。ただ、先ほど御答弁申し上げたと思ひますが、あくまでも整備計画はマスター・プランでございまして、いわゆる各実施官庁でやります詳細な実施計画とは異なる

であります。ぜひ一つこれは緊密な連絡を保つて進めていただきたいと念願するのであります。

な、この電信電話という通信施設については、全然九項目の中にはないのですが、あるいはこの「リ」といふその他の首都圏の整備に関する事項で政令で定めるもの」とありますが、この中へ含めておられるのですか。ついでながら、この「リ」号で予定しておられる内容を伺いたいと思ふのであります。

○政府委員(水野孝君) 電信電話の問題でございますが、これは施設に追隨していくものであるというふうな考へからいたしまして、目下のところは、電信電話はこの「リ」の政令でも含めないでいいのではないかと、いふに目下のところ考へておられますが、この整備計画におきましては、この首都圏内の輸送需要といふものを考へまして、どういふ所に起点を設け、中間経過地点を設けて、そして終点はどこに設ける、そしてそこにどういふ施設、輸送施設を設ける、そしてその輸送量はどのくらいのものかを想定するのか、こういうようなことを計画いたしませんと、この整備計画の完全を期することはできないと思ふのでございまして、そういう路線網といふものはこの整備計画で大きく一つ取り上げて参りたいのでございまして。その路線網に基きまして、今度具体的にどういふ施設の整備が必要かということが次の問題として整備計画の中で考へて参るといふことになるのでございまして。ただ、先ほど御答弁申し上げたと思ひますが、あくまでも整備計画はマスター・プランでございまして、いわゆる各実施官庁でやります詳細な実施計画とは異なる

○村上義一君 今、国有鉄道も当然入れて考慮していくというお話でありまして、それは一応ごもっともだと実は思ふのであります。必要性を私も考へますが、ぜひこれについては、くどいようですが、あらかじめ緊密な連絡を保つてお進めにならなければ、せっかく立てた計画が実効が上らないといふことになると思ふのであります。特にこの点について強く希望を申し上げておるのであります。

な、この地方鉄道の軌道についてであります。これは輸送需要の変化に即応するように計画を立てるといふことであると思ふのであります。それでそれは物的施設の整備に限定され

ておると解釈されるのであります。が、いかがでしょうか。たとえばバス

の設定とかいったようなものは全然含んでいない。物的施設の施設についてのみの計画であると思ふのですが、いかがでございましょうか。

○政府委員(水野孝君) ただいま冒頭に村上委員からお話ございました国有鉄道の問題につきましては、村上委員の御意見も一つもございまして、十分関係省なり、国有鉄道と緊密な連絡をとりまして、進めるべきだといふふうに考へておるのでございまして。

な、ただいまお話しございました路線網は入らないのであつて、物的施設の整備だけが入るのではないかと、いふお話しでございましたが、この整備計画におきましては、この首都圏内の輸送需要といふものを考へまして、どういふ所に起点を設け、中間経過地点を設けて、そして終点はどこに設ける、そしてそこにどういふ施設、輸送施設を設ける、そしてその輸送量はどのくらいのものかを想定するのか、こういうようなことを計画いたしませんと、この整備計画の完全を期することはできないと思ふのでございまして、そういう路線網といふものはこの整備計画で大きく一つ取り上げて参りたいのでございまして。その路線網に基きまして、今度具体的にどういふ施設の整備が必要かということが次の問題として整備計画の中で考へて参るといふことになるのでございまして。ただ、先ほど御答弁申し上げたと思ひますが、あくまでも整備計画はマスター・プランでございまして、いわゆる各実施官庁でやります詳細な実施計画とは異なる

はないのでございますので、委員会がなかなか実効をおさめ得ないというところになりますので、十分関係省なり関係公共団体の御意向をお聞きいたしまして慎重に一つやって参る、こういうふうな考慮がぜひ必要である、こういうふうに考えておる次第でございます。

○村上義一君　ただいまの御説明で大体わかりましたが、ただあまり法文で明確になつておりますので、実は非常に憂慮するのでありますが、二十八条の第二項でも、委員会は必要があるとしてあります、ただ書の中には各省の重要施策に関係のあるものもありましようし、とにかく各省大臣の責任のもとにやつておる事項に

つきまして、ただ単に、本委員会が必
要と認めるという程度の理由で、一方
的に勧告をするという事は、どうも不
穩当であると思ひであります。も
ちろん、不穩当にならないようにあら
かじめ緊密な連絡をとるというた
まのお話でありますので、ぜひそうい
うようにしていただきたい。そうでな
かったならば、せっかくこの大理想を
実現するといふことは、たまたまに傾
斜を来たすと思ひであります。勧告
といふものが、第一勧告といふものは
要するに非常に解釈上幅の広いもので
あると思ひますが、場合によ
れば、勧告が宙に迷つてしまふとい
ふような結果にもなるのであります。

国土総合開発審議会あるいは今日まで
の首都建設審議会が実績が上らなかつ
たといふ点に気がしまして、せつ
かくこの理想を掲げて首都圏の整備を
やるといふことなんで、これはぜひとも
必要なことであると思ひのでありま
す。この勧告権を発動するといふよう
な場合には、また事業計画を実施する
といふことにつきましては、深甚なる
考慮を払つていただきたいといふこと
を強く希望いたします、私の質問を
終りたいと思ひます。

○石井桂君 ちよつと大臣のいらつ
しやる間にお聞きしたいと思ひです
が、首都建設法の時代には、主として
計画だけであつて終つてしまつたと思
うのですが、それを地方公共団体たる
東京都などが予算をとつてやつてきた
のであります。この首都圏整備法が
できました場合には、これはこの委員
会でもつて予算を一括とりまして、そ
うして各省に移しかえるようになる

のですか、法文の上の関係はどうなつ
ておりましたか。

○政府委員(水野孝君) 予算の一括計
上の問題につきましては、これは北海
道開発庁にも前例がございまして、立
法事項ではない、予算総則の問題であ
るというふうな解釈しておるのでござ
いまして、従ひまして、本法律案の中
には一括計上する、こゝういふ条項は
ないのでございしますが、予算総則の問
題として考えるべきではないかとい
う御意見が強いのでございします。御承知
かと思ひますが、衆議院の方にござ
ましては、付帯決議といたしまして、昭
和三十二年度から事業計画にかかる予
算につきましては、整備委員会による予
算に一括計上してこれを実施官庁に移し
かえをするように、こゝういふ付帯決議
がついておるのでございします。首都圏
整備委員会が発足いたしました事業を
総合調整していき、そしてそれをま
あ委員会としては事業は実施いたしま
せん、各省に実施させる、こゝうい
う場合におきましては、どうしても能率
的に事業を進めていくという場合にお
きましては、総合調整といふことが非
常に大きな仕事だと存じます。そゝう
いふ場合におきまして、予算の一括計上
をしていくといふことは、総合調整す
る上におきまして、また事業を推進す
る上におきまして、これは非常な大きな
仕事であり、ぜひこゝういふ方向に向
つて努力すべきであるといふふうに考
えられるのであります。これは何分に
も関係各省がございしますが、関係各
省と非常な関係の深いことでもござ
います。また、事業計画にかかると予
算としまして、その内容、どういふ内
容のものを一括計上していくかといふ

よりな問題になります。非常に問題に
なるところでございします。そゝういふ点
は今後十分関係各省と御相談をいたし
まして、慎重に一つそゝういふ方向に
向つて、昭和三十三年度の予算総則の
問題として一つ考えていきたいとい
ふふうに考えております。

○石井桂君 いや、私は法律関係はあ
まりよくわからぬのですから、どう
いう経過をたどつて予算化されるもの
だといふことが疑問になつたので、御
質問申し上げたのです。首都建設法時
代には、私もずっと前には多少関係が
ありまして、いろいろ計画にタッチし
たこともあつたのです。そのときは、い
つもペーパー・プランに終つてしまつ
て——いつもと言つちや言葉があるか
もしれませんが、効力が上らなかつ
た。やつぱり一括して窓口で予算をと
るといふところに、私は計画が実現す
る大きなその効果があると思ひので
す。そこで、衆議院で付帯決議をされ
た趣旨もそこにあると思ひのですが、
この村上先生が先ほど御質問になつ
たように、旧二十一条、修正された二十
一条ですね、二十一条の第三項のイか
ら、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、
リまである、これは非常な大きな事業
だと思ひます。それを村上先生の御
意見もありまして、各省で十分御協議
になつて、そしてそれが首都圏整備
といふ立場から一つの計画になつて、
それを強力に推進するといふ段階にな
りましたら、調整が終つてそゝういふ
うな段階になつたら、これは窓口とし
てはやはり首都圏整備委員会が予算を
一括計上して、そして各省へ移しか
えするといふような段階になつた方が
実行力が非常に多いと、こゝういふ

に考えるものですから、そゝういふ点
は、建設大臣としては御要望になつて
いるのかどうか、それをお聞きした
いわけですか。

○国務大臣(馬場元治君) 予算の問題
は、実効を上げる上に非常な関係を持
つことは申し上げるまでもないと思
ひます。いかなるものを対象とするか
といふ範囲等につきましては、ただいま
答弁のうちにもありました通り、これ
は十分検討しなければならぬ問題であ
ると思ひます。で、その協議が整いま
した上は、それに関する予算は一括計
上いたしまして、これを各実施官庁に
移しかえをする、これによつて実施し
て参りたい、かように考えておるの
であります。

○石井桂君 あまり時間をとりません
が、この前、この図面を私は要求して
提出していただいたのですが、この図
面の説明を……。

○委員長(赤木正雄君) その前に、大
臣のいる間にちよつと伺ひますが、首
都圏整備計画の内容には、先に村上委
員から御質問がありました。ハに鉄道運
輸がありまして、この内容をおきめに
なるときには、何ですか、すでに運輸
省といたしまして一応これを協議な
されたのですか。

○政府委員(松井達夫君) 運輸省当局
と協議を十分いたしました。あと政令
できめする点につきましては、なお今
後十分折衝したいと思つております。

○委員長(赤木正雄君) それからも
一つ、この法案は首都建設法の延長
大といふふうな御説明がありました。
先ほど水野政府委員は勧告を非常に慎
重にする、こゝういふふうなお話があ
りました。しかし、首都建設委員会

した勧告をどういふふうな処理なされ
るのか。あの勧告はいかに無理な勧告
をしておられたか、これを御記憶があ
るかどうか。もしもあゝいふふうな感
覚をもつて勧告をされるならば、非常
に迷惑する官庁もあると思ひます。た
とえて申し上げます、この国会の存在し
ている周辺の地区について委員会から
勧告があつた。それについて衆議院の
方でもある立法をなさつた。それに対
して建設大臣は、この法案にはどうも
従ひにくい、こゝういふようなことを委
員会でも明言なさつた。つまり勧告を
する場合に、関係官庁とも十分協議
をする、先ほど説明がありました
が、事実は何らそゝういふ関係なしに
しておられる。かようにその当時の大臣
も実は迷惑された、こゝういふ事実があ
るのでございします。でありますからし
て、あなたのおつしやる勧告を慎重に
するとおつしやつても、われわれは今
までの、既往の過去のあやまちを見
て、信じてない。そのことに対しては
この次の委員会でもけつこうですが、
確たる御答弁を得たい。

もう一つ、大臣のいらつしやるうち
に質問したいのは、先ほど村上委員の
鉄道のこと、また維持、あるいは近藤
委員の人口の問題もありました。要す
るに、一方だけに人口の集まらないよ
うに考へても、日本全体から見ると必
要がある。それを考へますと、国土総合
開発を、この国土総合開発法の第二
条には「都市及び農村の規模及び配置の
調整に関する事項」、あるいはまた五
には「電力、運輸、通信」等々のこと
もあります。でありますから、要する
に国土総合開発法を十分に研究して、
これをまずもつて先にやるべきもので

○國務大臣（馬場元治君）

圈なるものの整備が捨ておきがたい状

○委員長（赤木正雄君）

○委員長 赤木正雄君

がいいのですが、一言だけ。整備計画

第二部 建設委員會會議紀錄

○政府委員（松井達夫君） 農地との関

なお、埋立地の点等につきまして

を設けるとか、大きな住宅を作る、集

そのままけっこうだと思いますが、**実**

電話：三三三三三三三三

○石井桂君　それからこの図面について

の市街地のふちを紫色にふちどつてご

た都市でございます。その数は、下に

それで首都建設委員会で一応の構想

.....

問題を、東京都の問題を考えたのに

十四のうちの半分くらいの都市が含ま

○小澤久太郎君　ただいま松井君の御

かは、大体、全部をここで扱へしやる必要は、あつたが、具体的二、三の

すが、ああいったように、たとえばあ

○小澤久太郎君 この法律によります

な都市を作ることが主眼だと思

街地地区だということではありますと、

L

て権限を有しする者に協議する旨の
規定でございます。

○委員長(赤木正雄君) 今まで第一
章は済みましたが、今までについて御
質疑のある方はありませんか。

○石井桂君 この「防護すべき海岸に
係る一定の区域を海岸保全区域として
指定することができる」というのです
が、その指定する標準というよりな
ものがあり、しかも、海岸保全
区域に關する指定の標準というよりな
ものでね。

○政府委員(山本三郎君) これにつ
きましては、かつちりした基準という
ものは持つておりませんが、従来の実績
等を徴して、さらに最近におきま
する被害の状況等を勘案いたしまし
て、実際には指定して参りたいと、こ
ういうふうに考えております。

○石井桂君 これがこの目的の一番大
事なところだと思ふのです。この法
律の目的を達成するために防護する必
要がある海岸のうちで、一定の区域を
海岸保全区域としようと、こいうい
うので、安全といふことからいへば、海
岸は全部指定すればいいのだけれど
も、何か標準がなければ重点的にい
ろんな施設をするのに困りやしないか
と思ふのです。

それから災害が起つてから、あとか
ら指定するのじゃ何にもならぬよう
に思ふのです。だから、あらかじめ災害
が起りそうなのは、科学的に研究され
て、基準があるべきだと思ふのですけ
れども。

○政府委員(山本三郎君) この法案に
おきまして海岸保全区域を指定するこ
とでありまして、それが非常に重大な

ことでございますが、海岸につきま
しては従来、河川あたりに比べますと、
調査の資料が比較的少いのでございま
す。従いまして、今後におきまして十
分調査は行なつて、順次指定して参ら
なければならぬと思ひますが、ただい
ま申されるように、災害を受けてから
指定するといふよりなことでないけ
ませんので、その点につきましては資料
が足りない分もありまして、資料
を十分勘案いたしまして、必要な資
料につきましては指定を早くやりたい。

ただ、この法律の中に書いてあります
ように、指定区域になりますと国民
の権利が相当制限されるという点もご
ざいますので、やたらに急いで広範囲
に指定するといふよりなことはしない
ようにしたいと、こいうふうに考
へております。

○石井桂君 非常に慎重にするのは
けっこうですが、たとえば、大まかに
言つて、尾崎とか東京湾の近くとか、
地盤沈下をしていふような所は、まず
第一にやらなければいかぬだろうと思
ふのです。そいうような所とか、あ
るいは新潟市のように、二、三年前ま
ではもう大してやらなかつたが、最近
何十メートルも侵食されて、信濃川の
水の流れるために侵食されておるとい
うような、目に見えて危険な所もさうい
ふあると思ふのです。何にもお話を
ないのじゃどうも非常に不安なんで、
何かおのずから大きな標準とかなん
かあると私は思つておるのですが、そ
のこまかい、細目までではなくても、

指定をすべき基準といふものが何かあ
りそうに思ふのだけれども、何にもな
いのじゃ、法律を出してもすぐ働かな
いように思ふから、それで聞いておる
わけなんです。

○政府委員(山本三郎君) ただいまの
お話にありましたように、東京である
とかあるいは尾崎、それから新潟の海
岸等につきましては、すでに實際問題
といたしまして、国の補助も出して調
査なりあるいは事業をやつておるわけ
でございます。ですから、そいうい
ものにつきましてはもう指定するわ
けでございます。そのほかにおきま
しても、海岸堤防を今まで實際にやつた
地区、あるいはやつたところから指定
する点におきましておのずから指定
しなければならぬ地域は、八割程度ま
ではもう個別にわかつておるわけ
でございます。ですから、あと一割と
か二割程度のものにつきましては調査
の上やらなければならぬと思ひます
が、お話のように、基準がないからで
きないじゃないかといふきらいもある
と思ひますが、實際問題としてはそ
ういふにやつておるのでございま
す。指定する分のうち相当の、大部
分のものは直ちに実施に移れる、こ
ういふふうに考えております。

○石井桂君 それでは、たとえば東京
を例にとりますと、越中島とか、あ
あいう海に直接面する所は、この海岸
法で施設をしますね。そすると、東
京でいうと、江東地区のような所は、
今度は海から川へつながつてい
ます。海の方だけ防備したのでは、土
手が残つてしまふですね。そいうい
うのはこの法律でやるわけじゃない
のですか、普通の。

○政府委員(山本三郎君) お説の通り
でございます。河川の内陸の問題に
なりますと河川法の範囲になりますし

て、この法律、海岸法と河川法と相
待つて完全な効果をおさめるようにす
るつもりでございます。

○石井桂君 それから各省の分担の区
域をきめたのはけっこうですけれど
も、農林省でやつていふ農地に關係の
あるところの海岸ですね、それは海岸
保全区域に入れないといふよりな
は、どういふわけですか。農林省が
やつても一向差しつかえない。それは
保全区域なんじやないかな。

○政府委員(山本三郎君) もちろん保
全区域になるわけでございます。た
だ、主管大臣が建設大臣あるいは農林
大臣になるということでございます。

○石井桂君 保全区域に指定はするの
ですか。

○政府委員(山本三郎君) お説の通り
でございます。

○近藤信一君 ただいま石井委員から
御質問がございました点でございます
が、一定の区域を海岸保全区域として
指定するわけなんですが、そこで問題
は、海岸すべてがなされればこれにこ
したことはないのですが、そんでなく
して、必要に応じて指定をするわけな
んですが、この必要に応じてというの
は、先ほども質問があつたように、ま
あ災害のおそれがあるとかないとか、
こいう判断によつて指定されるわけ
なんです。日本の海岸線といふもの
は、ちよいちよいと大きな島が海岸線
に沿つてたくさんあるわけなんです。
そして人口もたくさん住んでおるわ
けなんです。そいう島などの災害に
ついては非常に大きな脅威を感じるわ
けなんです。そいう島々の海岸線と
いふものは、そいう島々の海岸線と
いふものは指定の中に含まれての考
え

ですか、その点一つお伺いをしてお
きたい。

○政府委員(山本三郎君) 島につ
きましては、必要なものにつきましては
指定するつもりでございます。

○近藤信一君 それからこの「河川法
第一条に規定する河川、同法第四条に
規定する河川の支川若しくは派川」こ
ういふにありますが、この河口が
すぐ海岸につながつていふわけなん
ですが、これが河川法の区域、ここ
が海岸法という、この区域については
どのようにするのですか。

○政府委員(山本三郎君) その点につ
きましては、河川法を適用する場合に
おきましては、河川は、大体におき
まして河口に至るまでを河川と通常
してございます。従いまして、たと
えば堤防がありまして、その河口を
取り巻く分までを河川といたしま
して、それ以外の分は海岸と考
へよう、こいうふう
に考えております。

○近藤信一君 もう一つですが、日本
の海岸はおおむね、先ほど石井委員
も言つておられましたように、干拓で
きた海岸線といふものがあるわけな
んです。干拓のあれでいくと、農地の
係でおおむね使つておる所が多い
んじゃないかと思ふのです。そこは
やはり、これは農林大臣と協議して
やることになつたわけですか、これは
農林省と建設省と両方こいうい
ものを考へてやつて下さいますか。

○政府委員(山本三郎君) その点につ
きましては、土地改良法によりまして
管理している堤防並びに土地改良法
によりまして事業の確定しているもの
につきましては、農林大臣でございま
して、そのほかの主として農地を保護す

る海岸堤防等につきましては、建設大臣と農林大臣の共管ということになります。

○近藤信一君 それからもう一つお聞きしたいのですが、この三条の三項に、中にずつと満潮時の水際線から、水面においては干潮時」云々と、こうありますが、ここで五十メートルをこえて指定することができない、こう、五十メートルという基準なんです、これはどういふ点から出てきたのですか。

○政府委員(山本三郎君) これは大体、海岸堤防を設ける場合の堤防の幅といたしましては、通常三十メートルぐらいを必要とするのであります。その外側の二十メートルをとつてあるわけでありまして、堤防ができて、あるいは堤防が破損したとしていくと、その堤防を維持管理していく上におきまして、大体二十メートルぐらゐは最小限度必要である、こういう観点に立ちまして、合せて五十メートルを最小限度必要というふうに考えておるわけでありまして。

○近藤信一君 それから港灣の今度は関係になつて参ります、第四条に「港灣法第二第三項」云々と、こうありますが、港はおおむねこれは港灣の關係になるわけですね。それからこの港は商業港、漁港、すべてが港灣、これは運輸省の關係ですか。

○政府委員(山本三郎君) 港灣法に基く港灣区域並びに港灣隣接区域は運輸省の所管でございます、漁港法に基く漁港の区域は農林省の所管でございます。

○近藤信一君 そすると、これらに對しましては、商業港に對しては運輸

省、漁港に對しては農林省ということになっていきますが、漁港はたくさんあつちにもこつちにもございまして、非常に幅が広がつていふと思ふんですが、そのときでもやはりこれは農林省と建設省と協議していくんですか。

○政府委員(山本三郎君) 漁港区域につきましては農林大臣の所管でございます。ただ、それが隣の区域と一体として管理した方が適當であるというよりな場合には、協議の上、区域をこえて管理すると、こういう場合を考えております。

○近藤信一君 漁港は小さい港なんです、おおよそこの小さい所のすぐ横から今度は海岸がずつとつながつていく。漁港をぐるめてずつと指定する場合には、そのまん中なり端のちよいとしに漁港がある、そういうふうなときにはどのような關係になつてきますか。

○政府委員(山本三郎君) その点につきましては四十条の第二項に規定がございまして、これをちよつと読んでみますと、「主務大臣を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の主務大臣がその管理を所掌することが適當であると認められるものについては、関係主務大臣が協議して別にその管理の所掌の方法を定めることができる。」と、こういう規定がございまして、今のような場合は一連の工事の施設になるわけでございますから、主務大臣間で協議いたしまして、一つの主務大臣が管理をするというふうな場合が考えられるわけでございます。

○委員長(赤木正雄君) 引き続き、第五条から。

○政府委員(山本三郎君) 第五条は、海岸保全区域の管理につき海岸管理の責任を有する者、すなわち海岸管理者を定める規定でございます。海岸保全区域の管理の第一次的責任を有する者は都道府県知事でございますが、港灣区域及び漁港区域につきましては、現在港灣法及び漁港法に基きまして、類似の管理が港灣管理者及び漁港管理者により行われており、それらの長に行わせることが行政運用上便宜でありますので、それらの区域につきましては、港灣管理者の長及び漁港管理者の長に管理を行わせることとしたのであります。なお、都道府県知事が海岸管理者となるべき区域につきましては、現在市町村が管理を行なつていふ場合があり、現状を尊重することが海岸の管理に適當である場合があることにあつて、市町村長を海岸管理者とすべき場合を規定いたしましたのであります。

以上が第五条第一項から第三項までの規定による海岸管理者の原則的規定でございますが、同条第四項及び第五項は、海岸行政上便宜のため、右の原則の例外を定めたものであります。第六条は、主務大臣の直轄工事に關する規定でございます。海岸保全施設の工事につきましては、本法案に基き海岸管理者となるべき者が行ふ責任を有するのであります、その海岸保全施設が国土保全上特に重要なものであつて、かつ工事の規模が著しく大である場合、二都府県の区域にわたつて行ふ必要がある場合におきましては、主務大臣がみずから工事を行うことに

よりその整備をはからんとするものであります、これによつて海岸保全施設の整備を急速に促進せんとする趣旨であります。なお、主務大臣が本条に基きみずから工事を行ふ場合におきましては、本法案の海岸管理者の権限中、工事に關するものは、海岸管理者にかわつて行い得ることとしたのであります。

第七條は、海岸保全区域内にある国の公共用財産たる海浜地については、海岸管理者が海岸の保全との関連においてその占用の許可をする旨の規定でございます。現在それらの土地につきましては、国有財産法の規定に基き、都道府県知事が国有財産の管理の見地から占用の許可をいたしておるのであります。海岸管理者に海岸保全の見地をも含めて許可をする権限を与へんとするものであります。なお、本条の規定が設けられることによつても、漁獲物、農産物の物ほし場、船揚げ場等に利用されている場合において、これが時期的、季節的使用で自由使用と見らるべきものについては、許可を要しないことは當然でございます。なお、本条の許可は、海岸保全上の見地から許可、不許可の処分をし、必要な条件をつけ得ることを、第二項及び第三項において規定いたしております。

第八條は、海岸保全区域内における行為制限の規定でございます。海岸の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を制限し、海岸の管理の完全を期せんとする趣旨であります。第八條によりますと、一見広範な行為制限を課しているようにございまして、その第一項ただし書きに規定いたしておりますように、政令で定める行為については

本条の許可を要しないこととなつております。その政令の内容については目下検討中でございますが、他の法令に基く許可を得ている場合においてその許可が本法案の趣旨にのつていない場合、行為の性格から海岸の保全に支障を及ぼすおそれが客観的にない場合におきましては、これを具体的に列挙いたす所存でございます。なお、この運用につきましては、いやくも不当に國民の權利を圧迫することのないよう、十分に注意を払うつもりであります。

第九條は海岸保全区域の指定の際において、権原に基き、第七條及び第八條に該當する施設または工作物をすでに設置し、または工事中の者及び制限行為を行なつていふ者については、第七條及び第八條の許可を受けたものとみなし、あらためて許可を要しないものとし、既存の權利を尊重しようとする趣旨であります。

第十條は、第七條及び第八條に基く許可の特例でございます。第一項は、海岸保全区域と港灣区域が重複する場合において、港灣法の規定による許可を受けた者につきましては、同法の行為制限の目的及び態様が本法案の趣旨と同一であるため、本法案による許可を要しないものとし、國民の利便をはかつたものであります。第二項は、國及び國と同等の立場にある機關がこれらの行為をしよとする場合には、その地位の特殊性にかんがみ許可を要せず、協議することをもつて足りることとしてゐるのであります。

第十一條は、第七條の占用の許可または第八條の土石の採取の許可につき、海岸管理者が占用料または土石採

取料は、第七條の占用の許可または第八條の土石の採取の許可につき、海岸管理者が占用料または土石採

取料を徴収し得る旨の規定でございます。

第十二条は、第七條及び第八條に規定する行為を行なつてゐる者に対し、許可の理由がある場合においては、許可の取り消し、行為の中止等の処分をなし得ることを規定いたしましたのでありまして、この場合においては、行為者の悪意による場合を除き、処分により損失を受けたものに対し通常生ずべき損失の補償をいたすこととしております。

第十三条は、海岸管理者以外の者が海岸保全施設の工事を行いますことは、海岸保全上元来望ましいこととありますが、ただ、この場合においては、その計画が海岸管理者の計画と矛盾せず、設計が築造基準に照らして適正であることを確保するため、海岸管理者の承認を要するものとしたのであります。なお、国等が行う場合においては、右の承認を要せず、協議をすることをもつて足りるのであります。

第十四条は、海岸保全施設の築造基準に関するものでございまして、これにより海岸保全施設の統一をはかり、海岸災害の防止の効果をあげんとするものであります。

第十五条から第十七条までの規定は、海岸管理者が管理する海岸保全施設の工事に関する工事、すなわち兼用工作物の工事、原因者工事、付帯工事に関する規定でありまして、他の土木法規の例に従つて規定したものであります。なお、河川工事、道路工事、砂防工事と競合する場合におきましては、それぞれの法律の規定を優先させることとして、その調整をはかつたのであります。

第十八条は、海岸管理者が海岸保全施設の工事を行う場合における土地への立ち入り、土地の一時使用についての特権行使のための規定であります。

第十九条は、海岸管理者が海岸保全施設の工事を行う場合において、その施設の敷地外の土地につき損失を生じた場合における損失補償に関する規定でございます。

第二十條及び第二十一条は、海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設に関する監督の規定でございますが、特に第二十一条は、これらの施設が築造基準に適合せず、海岸の保全上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し改良、補修等必要な命令を発し、海岸保全の適正化を保持しようとするものであります。この場合におきまして、相手方が善意である場合は、適正な補償をすることによつて私権との調整をはかつてゐるのであります。

第二十二条は、海岸保全施設の工事により漁業権の取り消し等を生ずる場合における処分及び損失補償に関し、漁業法の特例を定めたものであります。

第二十三条は、都道府県知事の海岸保全施設の整備基本計画に関する規定でございます。これにより海岸保全施設の整備の目標を定め、その統一を期したものであります。なお、本計画の作成に当つては海岸管理者の意見を十分盛り込む必要があるもので、都道府県知事は海岸管理者に協議しなければならぬ旨を定めたものであります。

第二十四条は、海岸の管理を適正にするための台帳の整備に関する規定であります。

○委員長（赤木正雄君） 今の章について……

○近藤信一君 この六条の「主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるとき」と、このときには「海岸管理者に代つて自ら当該海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行することができ」と、こうなつておるのであります。これは海岸管理者に相談なしでもできるという意味ですか。その点、いかうなことでございませうか。

○政府委員（山本三郎君） 当該管理者の意見を聞いた上でやります。第六條の第一項の本文の最後に、「主務大臣は、あらかじめ当該海岸管理者の意見をきかなければならない」といふふうに……

○近藤信一君 意見を聞いただけで、その意見がもし反対だ、こゝういふ意見だった場合に、それでもこれはもう保全施設の新設、改良、これを意見を聞いただけでできるのか。反対の場合にはどうなるのか。

○政府委員（山本三郎君） 海岸管理者の意見を聞きまして、それを尊重して行つたわけでありまして、ここにあげております、一、二、三、四の事項に該当する要素が非常に大きいような場合には、意見に相違してやるような場合も含め想定されるかもしれません。

○近藤信一君 それから海岸保全区域の占用のところですが、第七條に、「海岸管理者以外の者が海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物、こゝろありますが、そのカッコの中に、「水面及び海岸管理者以外の者がその権原に基き管理する土地」、こゝろいふにありますが、この土地の問題ですが、これはその土地を管理しておるその者ともよく協議をしてなされることだと思ひますが、その点いかがですか。

○政府委員（山本三郎君） 水面及び海岸管理者以外の者がその権原に基き管理する土地につきましては、海岸管理者の許可は要しないということになるわけでございます。

○近藤信一君 それから第八條に「保全区域内において」と、ずうつと行つて、一、二、三とございまして、土砂の採取の問題がございまして、この土砂の採取は、海岸管理者の許可を受けなければならぬ」と、こゝろなつてゐるわけなんです。これは砂利採取法との関係はどうなるのですか。

○政府委員（山本三郎君） 砂利採取法との関係がございまして、土砂採取を海岸区域内でしようとする場合には、海岸管理者の許可を受けることが必要なのでございます。

○近藤信一君 その場合には、砂利採取法によつてやられるのですか。

○政府委員（山本三郎君） 海岸法によりまして許可を受けるわけでございます。

○近藤信一君 そすると、砂利採取法とは関係ないわけですね。

○政府委員（山本三郎君） 採取法の第十一條にありますが、採取法によりまして、「河川等の管理上その他公益の保持の上に支障のある場合を除き、砂利採取業の経営を考慮して」許可を行うということになっております。そゝういふふいふ調整はできておりますが、採取をしようとするときには海岸法によ

りまして海岸管理者の許可を要する、こゝろいふことでございます。

○近藤信一君 それから十八條——地等の立入及び一時使用並びに損失補償」のところですが、この他人の土地または水面、材料置場、作業場と、こゝろたくさんございまして、これは「通知すること」を要しない」と、こゝろにございまして、これは他人の土地を立ち入つたり使つたりしても、これは通知せぬでもいい、こゝろいふようなことになつてゐるのですが、この点いかがですか。

○政府委員（山本三郎君） もちろん私人の土地に立ち入りますので、通知をいたすのがもちろん原則でございまして、そゝうするのが望ましいのではございまして、非常にまれな場合をここに、「通知することが困難であるときは、通知することを要しない」といふようにしておりますが、そゝういふような場合は、たとえば占有者が不明の場合、占有者の住所が不明の場合、あるいは占有者が一時的に住居を離れてゐるために通知が非常に困難である、あるいは占有者が非常に遠い所にゐるために通知が非常に困難である、あるいはそれが直ちに通知することができないといふような、特殊な場合を規定しておるわけでありまして、非常に該当する場合は少いといふふうに考えております。

○近藤信一君 その二項には、かきやさくで囲まれた土地や水面に立ち入りの際には、「あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならぬ」と第二項にあるのであります。さくがゆつてある土地や水面は、一応占有者に告げなければならぬ。と

ところが、さくのゆつていないのは、非常な困難な場合を予想されて、占有者の不明とか遠いとかという理由をあげられましたが、土地を持っている人が不明だというよりなことは私は考えられないし、これは遠くてもやはり一応の通知というものはなされなければ、これは所有権というものを侵害する、このように考えるわけでありますが、その点いかがですか。

○政府委員(山本三郎君) その点ごもっともな御意見でございますが、十八条の初めにございしますように、立ち入るときは占有者に通知いたしましてやるわけでございます。第二項にありますが、さくで囲まれた土地または水面に立ち入りするときだけ占有者に通知するわけではございしませんで、もちろん占有者に通知いたしますのが本法の原則でございます。ほんとうにもうやむを得ざる場合に、もう努力いたしましてできないというよりな方が一の場合を想定いたしまして、こういう規定を挿入してあるわけでありまして、

○近藤信一君 それから六項に行きますと、「土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。」と、こうでございしますが、拒否をする人は何かの正当な理由というものがあられるわけなんです、理由があるから拒否されるわけなんです、これが正当であるかまたは正当でないか、こゝういふ判断は一体だれがおきめるのですか。

○政府委員(山本三郎君) 正当な理由というこゝでございしますが、これはいづれも、この土地に立ち入りする等の目的も公共のためでございしますから、

正当な理由という問題につきましても、客観的に見まして正しいという線がおのずから見出させることでありますし、また実際の運用に当りましても、無理をいたしまして立ち入るといふようなことはしないように注意いたすつもりでございします。

○近藤信一君 その正当であるか正當でないかという理由がまきめられまして、それに対しては次の項で損失の補償をしなければならぬと、こゝあるわけですが、この損失の補償基準というよりなものはあるのですか。現在何か基準というよりなものを作っておられるのですか。

○政府委員(山本三郎君) この分といたしましての補償基準は作っておりませんが、一般的に申し上げますと、土地収用法等を基準といたしましてその補償の額を決定したい、こゝういふように考えております。

○近藤信一君 こゝでこの土地所有者がまあ理屈をつけて、正当な理由にしまして、そうしてあくまでも拒んだ場合には、ただいま言われました土地収用法というあれで問題を解決されるようなお考えですか。

○政府委員(山本三郎君) 土地収用法によりまします分はこの損失補償というよりな問題の場合に適用するわけでありまして、立ち入りの問題につきましまして、この法律だけで運用していきたい、こゝういふふうに考えております。

○石井桂君 大へんあと返つて恐縮ですが、六条の第一項の第一号、二号にある「規模が著しく大であるとき」といふことと、「工事が高度の技術を必要とするとき」といふことは、具体的にいふとどういふことですか。一つか二

つ例をあげて御説明を願いたいと思ひます。六条の一項の一号、二号です。

○政府委員(山本三郎君) 具体的例を申し上げますとおわかりになつていただけると思ひますが、工事の著しく大というものは、たとえば先般行いました愛知、三重の海岸であるとか、あるいは工事に高度の技術を必要とするといふよりなものは、先ほどお話のありました新潟の海岸であるとか、富山の海岸であるとか、大阪府の泉南海岸等が考えられるわけでございます。

○石井桂君 それから八条の工作物を作るときは許可についての例外がありますが、これはどういふものを予想しておられますか。

○説明員(国宗正義君) 今の八条のただし書きの政令の内容でございしますが、ただいま関係省とも相談いたしまして検討中でございしますが、今まで相談いたしておりました内容は、先ほどの逐条説明でもございしましたように、この法律と同趣旨の目的を達する法律でございまして許可されたもの、たとえば公有水面埋立法、森林法、鉱業法、工業用水法、漁港法等に基きまして、公有水面の許可を得たものにつきましては重ねてこの法律の許可を要しないといふのが、一つのグループでございします。

第二のグループといたしまして、先ほど逐条説明にもございしましたように、工事の性質上害のない行為、たとえば漁船を引き揚げるための簡単な工事、あるいは漁獲物をほすための簡単な施設、さういふものか、あるいは漁業権を行使いたしますためにする粗梁、し

び等の設置、かようなものは工事の性質上輕微である、こゝういふ意味でもつて政令で除かれる予定になります。

○石井桂君 こゝういふ地点は、主として海岸を海水浴に使うような場合がずいぶんあるだろうと思ふのです。そういう施設は、一々海岸法によつて許可を要するのですか。たとえば稲毛の海岸などに行くと、ずつと裸になつて、着物を預ける所があるでしょう。そういうものまで全部海岸法の許可を受けられるのですか。

○説明員(国宗正義君) ただいまのよりな海水浴場の施設、あるいはそれに更衣場等の付属した施設につきましまして、それが私人の所有権に基きましてこの私の私有地において行われる場合におきましては、具体的には海岸保全施設に害を及ぼさないがゆゑに、許可を要しないわけでございますが、公共用財産でございしますところの国の財産である海岸地につきましまして、その面から水面の占用の許可を要するのでございします。そゝういたしまして、その施設が重ねて第八条の許可を要するよりな性質のものでございしまして、第七

条におきまして占用の許可をいたしますと同時に、そこに施設を作る場合の許可も、海岸保全上の見地から害があるかどうかを判定いたしました上で、許可をいたすことになつておりますので、その許可を受けていただくということになつておると存じます。

○石井桂君 それに似たような種類ですが、和歌浦などへ行くと、どつさり海岸のところから料理屋が建つていますね。ああいうよりなものは同じように取扱ひののですか。

○説明員(国宗正義君) お尋ねの件につきましても、やはり公共用財産を占用いたします場合につきましては、同じ法律関係になると思ひます。

○石井桂君 それでは、その問題はいいのですが、十一條の「占用料及び土砂採取料」に關する規定のうちで「主務省令で定める基準に従ひ」、この基準はできておりますか。あつたらお示し願ひたい。

○政府委員(山本三郎君) この省令の内容につきましましては目下検討中でございしますが、海岸管理者が勝手にやりまして不均衡な要件が定められることのないように、合理的な基準を省令で規定したいと考えております。具体的基準額を定めるに當りましては、現在河川または海岸におきまして占用料及び砂利採取料の徴収基準を定めております都道府県の規則なり条例なりを基礎の資料といたしまして、総合的に検討いたしまして、さらに漁業や農業のための占用につきましましては政策的な考慮も加へまして、妥當と思はれるものをきめていきたい、こゝういふふうに考えております。

○石井桂君 その問題はそれでいいといたしまして、十四條の築造の基準のことですが、十四條の第一項を見ますと、非常に抽象的に書いてある。第二項も抽象的に書いてあるのですが、實際はたとえばここに第十四條の第一項に、地震だとかさういふものの衝撃に耐えるようにこしらへておくこと、こゝういふふうに書いてあるのですが、地震でもいろいろ、微震もあれば強震もあるといふことで、建築物の基準などには震度〇・一とか、震度〇・三といふふうにはつきりした基準が出てくるのです。同じ建設のうちにでも保安施設に対しては、たとえば土庄ならば、どつういふ粘土層にはバー・スクエア・メーター何トンといふよりな基準があ

るべきだと思ふのですが、はなはだ抽象的で、これを要約すれば、丈夫にすればよろしいと書いてある。これでは何にもならぬように思ふのだけれども、どこか政令が省令でこまかい規則を作れるようになってゐるのかどうか、お聞きしたいのですが。

○政府委員(山本三郎君) ただいまの御質問、まことにこともつともでございますが、たとえば地震の問題にいたしまして、その地方の震度なりあるいは地盤等の状況によりまして、非常にとるべき基準が異なるわけでございまして、それでそういう観点から、法律の中に具体的に入れることが非常に困難でございます。指導といたしましては、地方別か、あるいはそのものの重要性に応じて指導していきたい、こういうふうに考えておるわけでございします。具体的になかなか法律の中に入れることがむずかしいもので、こういう抽象的な文句になっております。

○石井桂君 私が今例にあげた震度のごときは、建築物の例を申し上げたのですけれども、昔は建築物は震度〇・一以上の震力に耐えるような構造を要求しておつたのです。今は各地方庁に、条例で、その土地にふさわしい震度に耐えなければいけないというので、その各地方は条例で震度をきめてゐる。あるいは建築物においては風圧です。風圧もバー・スクエア・メーターについて何トンというふうな風圧を、風速から計算してきめておる。そういうふうな条例で、あるいは省令で、びつたり勝負がついておるわけですから、建築と違つて土木の方は非常に大ざっぱといふか、大きいから、こういうきめ方かもしれないのですけれど

も、ほんとうに安全を期するならば、構造上必要なデータは私は取れると思ふのですよ、規定のし方ですね。それがたとえば風圧とか、土圧とか、地震とか、水圧とか、自重とかいうものは、構造物によつてもうびつたり出てくると思ふのですがね。そういうのは省令か、政令か、あるいは条例か、そんなものできめる御用意はないのでしょうか。やつぱりこれで建設省とか農林省とか、主管官庁の技術陣がそのつどそのつど、権限によつて基準を与えるだけで終るのだと、はなはだ非民主的だと思ふのですがね。その条例が何かもう公然と基準を与えておいた方が私はいいと思ふのです。

○政府委員(山本三郎君) 先ほども申し上げましたように、非常に地方的に異なるし、あるいはその場所によりましておきましてもまたその個所によりましてむずかしい、あるいは異なる問題が多いのでございまして、実際の指導に当りましては、今石井先生のおっしゃる通りに、基準というものを作つてやるように指導していきたい、こういうふうに考えております。

○石井桂君 けっこうです。

○委員長(赤木正雄君) 御質疑がなければ、第二十五条から。

○政府委員(山本三郎君) 第二十五条は、海岸保全区域の管理に要する費用についての負担の原則を定めたものでありまして、河川におけるものと同じく、いわゆる公費建設事業として海岸管理者の属する地方公共団体の負担としたのであります。

第二十六条は、主務大臣が行う直轄工事に要する費用について、国がその二分の一を負担することとしたし、国の負担責任を明確にするとともに、地方公共団体の負担すべき額のうち、一部を主務大臣が受益地方団体に分担させることにより、その公平をはかつたものであります。

第二十七条は、海岸管理者が行う海岸保全施設の施設または改良に要する費用につき、国がその一部を負担する旨の規定であります。なお、本条の負担の対象となる工事及び負担割合につきましては、政令で具体的に規定いたしますことといたしております。

第二十八条は、海岸保全施設の工事または維持を行うために要する費用を、都道府県が負担する場合においては、当該都道府県はその工事または維持により受益する市町村から分担金を徴収し得る旨の規定であります。

第二十九条は、主務大臣の直轄工事に要する費用の納付の方法を定めたものでありまして、この場合においては、国が全額国費で行なつたあと、地方公共団体にその負担分を納付せしめる方法を定めたのであります。これは河川、道路等の直轄工事における場合と同様でございします。本条の政令の内容をいたしましては、地方公共団体の負担の対象となる基本額、その決定の手續等について規定する予定であります。

第三十条から第三十四条までの規定は、海岸管理者が、海岸保全施設の工事及び管理に關連する兼用工作物に關する費用、原因者負担金、付帯工事に要する費用、受益者負担金等に関する規定でございまして、他の土木法規と同一の規定を設けたものであります。

第三十五条は、占用料、土石採取料及び一定の負担金につき、納付の義務を怠る者がある場合における強制徴収に關する規定であります。

第三十六条は、占用料、土石採取料及び一定の負担金を海岸管理者の属する地方公共団体に帰属させることとし、海岸管理に要する費用を当該地方公共団体に負担させることとの調整をはかつたものであります。

第三十七条は、この法律またはこの法律によつてする処分による義務履行に要する費用は、義務者の負担とする旨の規定であります。

○委員長(赤木正雄君) はい、以上について御質疑がございましたら……。

○近藤信一君 費用の点でございまして、地方公共団体がこれの費用を二分の一を負担するものとすると、こういうのでございしますが、現在地方々々では、公共団体では非常に赤字財政で苦しんでゐる。そういう点から、この赤字財政を何とか克服しようということと、現在非常に国からの補助金ももらつて、そして土木工事などもやらすに、府県などもあるわけですが、ところが、本年度からは国の補助金といふのは、道路などを見ますと、三分の二または四分の三と、こういう基準になつてゐるわけなんです。ところが、この海岸法の、あるいは二分の一を地方公共団体が負担しなければならぬといふことになる、これは指定されても非常に大きな負担になると、こういうところから、地方公共団体では、やりたいが金の出し場がないから困るというふうな結果が生まれてくるのではなからうかと思ふのですが、この点二分の一という、まあこれは額としては他の道路なんかの点からいくと少いわけなんです、この点どのよう

に考えられて、この二分の一の負担を地方公共団体にさせなければならぬ、こういうことになつたのか、一応御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(山本三郎君) 御説の点もごもつともございまして、たとえば河川におきまして、道路におきまして、地方財政の問題を考慮いたしまして、三十一年度におきましては補助率の引き上げを行つたわけでございします。海岸につきましても、一応本文におきましては二分の一負担というところが規定されておりますが、最後の附則の十五項におきまして、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律というのが審議中でございしますが、その一部を改正いたしまして、海岸につきましても、国及び当該海岸管理者の属する地方公共団体がそれぞれその二分の一を」といふのを、十分の六を国が持ちまして、残り十分の四を地方公共団体が負担するように改正することにしてあります。従ひまして、ほかの事業と歩調を合せていくわけでございします。

○近藤信一君 附則の方でこれは改正をするところになつてゐると、こういう御意見ですが、この二分の一というところは、これは法律が決定してしまえば、これは今年度は財源がないから二分の一というところにこにうたれたのか、来年度からはこれをやはり改正しても補助金をふやしていくかどうか、そういう点何かお考え方があつたのでございします。

○政府委員(山本三郎君) ただいまの問題は直轄工事を行う場合につきまして、国が二分の一負担いたしますし、地方公共団体が二分の一持つのが過重

ではないかというお話だと思いが、それにつきましては、河川及び道
路につきましては、お説の通り、直轄
で行います場合には補助事業で行い
ます場合よりも国の負担率が多くな
ります。しかし、直轄工事をなし得る

が「一公共団体にとどまる、あるいは一府県あるいは一市町村にとどまる、あるいは数町村にとどまる」というようなものが多いわけでございます。多少、河川とは違いますが、こういうふうに考えられます。

願いたいと思うのです。大阪と東京などというものは、経済負担力はそう違わないと思うのです。片方が一割五分の国庫補助で片方が五割というのはちょっとおかしいと思うのです。それならば、この法令を施行するときに御

らぬ、こういうことになる、と、せっかくできたい法案が、運用の面について私は運用されないような結果が生まれてくるのではなからうか、こういうふうに考えられるわけなんです、それに對してのお考えはいかなるもので

まして、そうたくさん取り上げるとい
うふうなことは考えておらないのであ
ります。

○石井桂君 どうして大阪が入って東
京が入らないのですか。同じ地盤沈下
をどんどんひどくやっている東京が、

場合は、河川につきましては、河川法によりまして本法を適用する河川というものをきめまして、それだけを直轄工事を行い、道路につきましては、一級及び二級国道というふうな指定をしたものにつきましては直轄工事を行い、こゝいうふうな建前になっております。しかし海岸法につきましては、

○石井桂君 闕連して。今局長がお話しになった一割五分の補助というのは東京の高潮防止の補助であろうと思いますが、あれは実にけしからぬと思っておるのですが、一体、この法律ができると半分まで国庫補助があるのでありますが、東京の場合は一割五分で大阪は五割で、これは非常に不公平でできて、

訂正になるように、お骨折りを願いたいということをお願いしておきます。

○政府委員(山本三郎君) ただいまのお話、私どもも努力いたします。

○近藤信一君 これは直轄工事に對しては、ただいまの説のように、二分の一の負担というものを国がする。しかしそうでない場合には、地方公共団

ございましょうか。

○政府委員(山本三郎君) その点につきましては、災害を受けるような市町村は非常に財政的にも苦しいということはよくわかるわけですが、法文にも書いてあります通り、当該工事または維持による受益の限度において費用の一部を負担させることができ

大阪が入つて、どうして入らないのですか。東京を要求してはいないのですか。

○政府委員(山本三郎君) ただいま大阪と申し上げましたのは、侵食の方であります、非常に技術的にむずかしいといふことで大阪を例にあげたわけなんです。

この法の建前が海岸は海岸管理者が一様に管理する、こういうふうな建前になつております。直轄工事を行うというものが、今いう河川または道路のようには、適用河川とかあるは一級及び二級国道というふうに区別されておらないわけであります。お説の通り、国

た。○政府委員(山本三郎君) ただいまの二分の一国が負担するというのが直轄工事の場合でございますが、都道府県

体が負担せなきやならぬ。それで地方公共団体はさらに地方公共団体の地域内にある市町村、まあ村までいくわけなんです、その市町村が受益する場合には、その市町村にも費用の一部を負担させる、こういうことに相なるわけなんです、従来でも台風なんかの

る、こういうふうな内容になっております。また市町村が負担すべき金額は当該市町村の意見を聞いた上で行うと、こういうことになっておりますので、その運用につきましては十分気をつけまして、必要な所におきましては工事が必ずできるというふうに処置し

○石井桂君　そうしたら、地盤沈下の問題は、ずいぶん大きいと思うのです。……私は東京で長年育っておりますので、昔、フナなどをとりに行つた川は、もう六尺ぐらいも高いコンクリートの厚い土手で、川も海もめぐらされてゐるのですよ。しかも大阪と同じく

の負担率が多いほど地方の負担は少くて済むわけですが、現在海岸で工事を行なっておりますものについては、直轄工事は三十一年度までございせんが、補助工事をを行なっておりますものにつきましては二分の一負担というのが、国の負担が二分の一というのが、最もございまして、中には国の負担が

が行う、海岸管理者が行う事業につきましては、二十七条に規定されておるわけでありまして、今の負担率というようなものは政令で規定することになつております。

○石井桂君　そうしますと、政令で規定したときに相変らず一割五分でやる

災害で町村負担というやつがあつて、それがなかなか、わずかな町村負担であつても、これは出せない。従つて、間に合せの工事しかやらない、こういうような結果で、次の台風にまたそこそこやられる。こういうような現象が今まで起つておるわけなんです、もう少し、

ていきたい、こういうふうに考えてお
ります。

○石井桂君 先ほどの直轄工事と公共
団体の工事との区別を、これ以上は直
轄工事でやるといふ基準があるのです
か。

○政府委員(山本三郎君) 法文に書い

ように、水路が縦横無尽に入っているのですね。そういう所を直轄工事でやらないということとは、まあ結局東京はほらつておけば自分でできるだろう、こういう見方でしょうかしら。

○政府委員(山本三郎君) 東京の海崖につきましましては、三十一年度から直轄

最高にございまして、中には国の負担率が一割五分というふうな率の低いものもございまして、実情から申し上げますと、二分の一負担であります。そのために地方の負担が増す、こういふふうには考えられないのであります。それからまた、海岸は河川などとともに、比較的影響する範囲が狭

のてすか。それなら、おれつゝりてすか。あまりむごいことを言うと、この法案は通さぬよ。(笑聲)

○政府委員(山本三郎君) これは現在のところは、政府部内の打ち合せにおきましては、現行でいこうというふうなことになると思いますが、政令でございまして、今後努力をいたしたい

これはその土地に地主が所有して負担せざるべきやならぬということになつて、さらにそれが市町村分にまで負担をかけるということになると、はなはだこれは小さな貧乏な村では、またおおむね海岸に沿つた漁村というよりなものは小さな村が、また貧乏な村が多いと思ふのです。そうすると、これらの村

てあります。四項の内容でございまして、これは河川法におきましても、大體こんなふうな、これと同一なふうな規定があるわけでございまして、いろいろとその工事の規模であるとか、あるいは技術の程度というふうなものを勘案するわけでございますが、実際におきましては直轄工事は、先ほど申し

をよく調べ、あるいは計画を作成するわけでありますが、その調査の結果によりまして今後の方針をきめていきないう、こういうふうに思っております。

○石井桂君　まあ非常にけっこうなことを承わりまして、非常にありがたいと思います。今ごろ調査すると思いますが、

い。たとえば河川におきましては、数府県に關係するような大きな川がござい
ますが、海岸は比較的狭くてその利益

と思つております。

○石井桂君 私はこの際、どうぞ公平に補助率などもお考え下さるようお願いいたします。

はわずかの——まあわずかということはないのですが、利益を得るために、村なり町の予算をこれに削らなきゃな

上げましたように、たとえば愛知、三重だとか、大阪、兵庫であるとかという
ようなものを想定しているわけであり

うのは実にどうもおかしいと思うのです。もう何十年となく江東方面は水浸しになっておる。私の背の届かぬほど

の洪水に何度も見舞われておるので
す。それで地盤沈下の問題は、尼崎、
大阪と同じように、何センチか沈んで
おりまして、この間も何かの機会に御
質問申し上げたのですが、一メートル
七センチぐらいとにかく沈下してお
ります。そういう事実がもう三十年間
くらいにわたっての歴史があるのです
から、取り上げていただいたのはな
はだ感謝にたえないのですが、技術屋
としてははなはだおそきに過ぎてお
る。これはやはり、先ほど局長さんの
非常な御理解深いお言葉がありました
ように、別に直轄にしろというわけ
ではないが、とにかく直轄にすれば半
補助するというものでありますから、
よく御検討をお願いしたいと思いま
す。希望だけ……。

言い得ないのであります。本法案の制
定に伴い、各大臣の海岸行政の所掌の
範囲を明白にし、責任を明らかにする
意味において本条が設けられたのであ
ります。なお、本条の各大臣の所掌の
範囲につきましては、現在各大臣にお
いて執行しております海岸行政の実
情と各省設置の目的とに照らし定めら
れたものでございまして、これにより
今後海岸行政の円滑化がはかられ、そ
の飛躍的發展が期し得ると信ずるも
であります。

は、農林大臣及び建設大臣が所掌する
こととしたのであります。これらの
の区域につきましては、法律上は農林
大臣及び建設大臣の共管となるのであ
りますが、実際の行政の執行に当りま
しては、両大臣が協議しておのおのの
もつぱら所掌すべき範囲を定め、運営
に支障のないようにする所存でありま
す。

律の所掌範囲とは必ずしも一致してい
ないのであります。そのため、現状を
この法律の原則に従いまして直ちに更
更いたしなすことは、特にその工事が
完了しない以前におきましては事務的
に混乱を生ずるおそれがありますの
で、その工事が完了するまでは、経過
的に現状における主務大臣をその海岸
保全施設についての主務大臣とした
のであります。

にのみ海岸管理者に協議して指定し得
ることとしたのであります。

第八項は、水底線路の保護区域にお
ける制限等と海岸行政の調整をはかる
ため、公衆電気通信法の一部を改正し
ようとするものであります。

第九項は、海岸保全区域内の土地に
つき砂利採取のための採石権を設定す
る場合においては、河川区域における
と同様に、その設定区域及び存続期間
につき海岸管理者の承認を得させしめ
るため、砂利採取法の一部を改正しよ
うとするものであります。

第十項から第十四項までは、海岸法
の制定に伴い所掌事務の変更を生ずる
ため、土地調整委員会、農林省、水産
省、運輸省及び建設省の各設置法の
一部を改正したそうとするものであり
ます。

○委員長(赤木正雄君) 次は三十八条
から。

○政府委員(山本三郎君) 第三十八条
は、海岸法に基く事務を行う都道府県
知事または海岸管理者に対し、主務大
臣が海岸行政上必要な報告を求め、ま
たは資料の提出を求める旨の規定で
ございまして、これにより主務大臣
は、海岸行政上必要な措置をとり得る
ことを確保したものであります。

次に、海岸保全区域の指定の際にお
いて、海岸保全施設につき土地改良
事業としての管理が行われ、または土
地改良事業計画として海岸保全施設の
設置の計画がある場合におきまして
は、それらの施設の存し、または設置
しようとする地域にかかる海岸保全区
域の行政は、農林大臣が所掌すること
としたのであります。

次に附則でございしますが、第一項は
本法の施行期日に関するものでござい
まして、公布の日から六月以内、別に
政令で定める日から施行することと
いたしたのであります。

第十五項は、地方財政の負担を軽減
し、その再建をはかるため、目下地方
財政の再建等のための公共事業に係る
国庫負担等の臨時特例に関する法律案
が提案されておりますが、海岸法の制
定に伴い海岸保全施設に対する国庫負
担についても特例を定める必要があり
ますので、その一部を改正したそうと
するものであります。

第三十九条は、この法律に基く処分
に関し、不服のある者の訴願に関する
規定でございまして、訴願期間につ
き、土木事業の特例にかんがみ、訴願
法の特例を定めたものであります。

第四十条は、本法案の主務大臣に関
する規定でございまして、海岸に關する
行政は、現在建設大臣、農林大臣及び
運輸大臣が、それぞれの立場から所掌
し、執行しているものでありますが、現
在必ずしもその所掌が明白であるとは
ないものと見えておる。

第二項は、現在海岸保全施設につ
いての工事は、建設、農林、運輸、各省
がそれぞれの立場から所掌し、その工
事を行う地方公共団体に對し助成措置
を講じているのでありますが、その所
掌の範囲は、第四十条におけるこの法

第六項は、海岸保全施設の工事にた
め必要な土地を収用することができ
るよう、土地収用法の一部を改正しよ
うとするものであります。

○委員長(赤木正雄君) 質疑がありま
したら……。

第四十条は、本法案の主務大臣に関
する規定でございまして、海岸に關する
行政は、現在建設大臣、農林大臣及び
運輸大臣が、それぞれの立場から所掌
し、執行しているものでありますが、現
在必ずしもその所掌が明白であるとは
ないものと見えておる。

第七項は、第三項において森林法に
よる保安林及び保安施設地区と海岸保
全区域との関係について規定したこと
に対応し、森林法の一部を改正した
のであります。海岸保全区域につ
いてはこれらの地域を指定し得ないこ
とを原則とし、特別の必要がある場合

○石井桂君 この附則の方で1、2、
3、4、5、6、7まで来て、また
2、3、8、7になっておりますが、
何ですか、これは、何のことかわけが
わからない。これでもいいんですか。

○説明員(国宗正義君) 附則の中の
数字の1、2、3、4、5、6、

7まではこの海岸法案の附則の番号でございまして、七項の中の下って2、3とございますのは、これは森林法の中の第二十五条の番号でございます。

○近藤信一君 これは主務大臣の問題ですが、これは非常に運輸大臣、農林大臣、建設大臣と、主務大臣がそれぞれこうかわって、それぞれの問題についてなされるわけなんです、非常にこれはややこしくなる危険性があるんじゃないですか。

○政府委員(山本三郎君) 非常に法律で書きますとややこしいように見えるのでございますが、現状はもつとややこしくなっておるのであります、これを現状に即してなるべく整理をいたしまして、区域をはっきりいたし、その責任を分担しようとして極力努力をいたしました結果がここまでの線できましたわけでございます。

○近藤信一君 非常にそういう御努力をされたことについては、大へんだつたろうと思うのですが、やはりここまですで整理されても、まだこういうふうになくさん、漁港だとか、または港湾、そういうふうな幾つかにこう分れていくわけですが、そうしてその結果は、この三大臣がいろいろと協議をして、そうしてこの問題を処理していく。なかなか協議の成立ということがむずかしいと思うのですが、今までも海岸法が出されようとしていろいろと議員立法なども出されたようでございますが、そのつど港湾、農林、建設といふことの主管大臣が、それぞれの立場からそれぞれ、なかなかこままとまらなかつた。そういう点で、目の目を見る。ここがこのような法案として出されて

きて、一応三大臣が協議してこれを運営していくことになるのですが、よっぽど建設大臣がしつかりとやらなければ、農林省関係などが特に広範圏にわたっての所掌の關係から、非常に困難が予想されると思うのです。そこで建設大臣が今度いろいろと農林大臣や逓信大臣と相談の上法案が提案されまして、そうしてこれを曲りなりにもやっていこうということを出されたのでございしますが、これからも三大臣のいわゆる協議というものが円滑に行くかどうか。まあ円滑に行つて、そうして指定の海岸などもどしどしと指定していつて、そうして早く、私は海岸地方の住民が願つておるこの海岸法というものが成立することが望ましいと思うのです。そこで主管大臣、いわゆる建設大臣の——今お見えになりませんか。政務次官でもよろしいが、一つ抱負をお伺いしたいと思います。

○政府委員(堀川恭平君) ただいまの御質問は、われわれはこの法案を作成する前から非常に悩んでおった問題でありまして、いろいろ港灣関係、あるいは漁業関係、あるいは建設行政というような面からいきまして、重複するところが非常に多い。また現在施行いたしておりますのも、港灣関係のうちの施行を建設省でやつておったり、あるいは農林関係のものを建設省がやつておったりなんかしておりまして、非常にむずかしい問題がそこにも出ておったろうと思いますが、この法案を何としても通さなければならぬ、そうして海岸法を作つて、そうして前に申し上げましたように、海岸の保全について主務大臣の責任をはっきりせなければならぬ、こういう問題と、そうして知

事や市町村長、いわゆる海岸管理者をはつきりすること、ことやら、海岸の工事について直轄工事をやつて、何とかそこに直轄工事もやるようにすること、いろいろなことやら、あらゆる費用の点におきましても、補助金ができるとかあるいは二分の一の負担とかいうことを、河川法や道路法にはあるのに、海岸法がなかったために、そういう規定がなかった。そういうものを作るといふことに對しましては、海岸法をどうしても仕上げなければならぬ。こゝういふ意味からいきまして、いろいろ三省が折衝いたしまして、そうしてしほりにしほり上げてようやぐでき上げましたのがこれでありまして、いろいろな問題が今後残るもののに對しましては、各省の事務次官が折衝いたしまして覺書交換いたしまして、今後災いのないようにな覺書交換いたしておる次第であります。

○近藤信一君 罰則のこの問題ですが、罰則で、たとえば十八条の六項に違反した者、土地もしくは水面の立ち入り、一時使用を拒みまたは妨げた者、こういうふうに自分の土地へそれぞれの理由をつけて拒否した場合ですね、そうした場合にまあこれだけの罰則があるわけなんですが、かけられるわけなんです、これは土地取用法の中に取用委員会というものがあるのですが、もしどうしてもこの所有者がいやだという場合ですね、これは土地取用法によつてやられると私は思うのですが、その場合に取用委員会は提訴でもするといふ道でもあるのですか。

○説明員(国宗正義君) 四十二条の罰則の中にございます第一号の、十八条第六項の規定に違反いたしましたして土地

等の立ち入りを拒みました場合につきましてのお答えをいたしますと、本案におきましては、道路法等におきまします土木法規と同じように、この法律の目的の公共性にかんがみまして、この法律自身に相当嚴重な要件が定めてございますが、この法律に基きまして、土地等に立ち入りまして調査をいたしましたしたり、材料置場にいたしましたりするようになっておるわけでございます。でございますから、その規定に違反した人に對しましては、相當重いと考えられますところの罰則がかかっておるわけでございます。なお、これをさらに拒んだ場合はいかがいたすかという御質問でございますが、これは直ちに土地収用法に行くのではなくございせん。土地収用法におきましても土地立ち入りにつきましては同様の規定があるわけでございますが、土地収用法におきましては列挙されております事業の種類が三十数種類ございまして、それぞれ事業者も必ずしも国、公共団体とは限らないのでございまして、基きます事業法規もいろいろ多岐多様にわたつておるものでございますから、土地収用法におきましては、都道府県知事に申し出まして、都道府県知事の許可を受けてそこに立ち入るようになつております。それはあたかも本案案の第十八条とやはり趣旨でございまして、これでもつて目的を達しなかつたがゆえに直ちに土地収用法に進むわけではございません。もつともその土地を工事に使うために買収いたすという場合におきましては、先ほどの附則の説明でもございますように、土地収用法の三条の本文を改めまして、そこへ持つてきまして事業のため

の土地も取得できるようになっております。立ち入りにつきましては、あくまで本法案によるわけでございます。そしてこれに従わなかった場合はいかになるかという場合でございますが、それではできるだけ穩便に話を付けていくわけでございますが、従わない場合は、これに書いてございますように、犯罪を構成したすわけでございますから、従いまして、現行犯としてのの刑法上の執行強制等があることと考へられます。

○近藤信一君 自分の土地で、そしてそれを拒んだからって、刑事訴訟法でひっかけられると、直ちにやられるというのでは、私は非常に不安だと思ふのです。何か提訴して仲裁なり調停なりしてもらうよりな、そういう機関というのとは全然考えられておらないんですか。

○説明員(国宗正義君) この件につきましては、なるほどお尋ねのような格好をとっておるわけでございますが、土地の立ち入りと申しますのは、これは一時使用でございますで、所有者に対して重大なる権利侵害というふうには実は考えられない趣旨のものでございまして、しかも第十八条におきましては相当慎重なる手続をとっておるわけでございます。道路法におきましてはも同意旨の規定を持っておるわけでございますが、まず入ります場合に、第十八条第一項におきまして、それともだむやみに入るわけじゃございませんで、調査、測量等、目的を明記いたしておるわけでございます。しかも必要やむを得ない場合でなくちゃ入れないわけでございます。さような場合におきまして、当事者間の話し合いで

もって話がつくことはきわめて望ましいのでございまして、承諾を得て入ります場合は本条によらないわけでございます。その承諾を得られない場合におきましては、調査等を思いとどまるかという場合もございしますが、さうな場合にはやはり第十八条によりまして調査をいたします。さういふ目的をまず掲げまして、さういふにいたしてあらかじめ通知いたしますことを、立ち入りの権利の成立の要件といたしておるわけでございます。またただし書きの特例はございしますが、これは先ほどの局長の説明でもございしたように、占有者が實際上そこを支配しておる状態が非常に薄い場合を申すわけでございます。さらに第二項におきまして、入る際にはその旨を申すわけでございます。さういまして、入ります人間も当該任務を示します証明書を携って行くわけでございます。さういふにいたしました上で正当に他人の権利を侵害するわけでございますし、しかも侵害内容は軽微でございますし、こちらの目的も明らかでございますので、これ以上の要件を備えますれば強制いたすことも妥当性ありと、さういふように考えられるところの趣旨と考えております。

○委員長(赤木正雄君) ちよつと今の場合に立ち入る場合、それに対して損害を受けた場合に対しては、通常生ずる損失補償をしなければならぬと、さうありますが、この政府の認めるところと、この場合において素案か何かあります。

○政府委員(山本三郎君) この場合には、土地収用法によりまして、収用委員会にかけて裁定をしてもらうということでございます。

○委員長(赤木正雄君) それは私の申すのは、測量その他の場合に立ち入る場合です。その損害です。その損害に対する補償です。

○政府委員(山本三郎君) その場合におきまして、その損失の算定につきましては委員会の裁定を仰ぎたい、さういふ考えでございます。

○委員長(赤木正雄君) 一つの例を申しますと、これはこの法案とは違いますが、例の縦貫道路といいますが、あの道路を作るために、愛知県その他の測量をしまして、いつ仕事をするかわからない。そのために困っている者がたくさんいる。それに対して何ら補償も何もしておられない。家を建てようと思つても、道路を作られるので、建てることもできない。これと同じような場合に出つくわすと思う。測量され、実際にいつ仕事をされるかわからない。そのために十分海岸を使用することもできない。

○説明員(国宗正義君) ただいまの問題でございますが、ただ海岸法によりまして測量、調査等をいたしまして、それ以上の土地の形質の変更あるいは工作物の設置等について法律上の制限を特に加えるわけでございます。従いまして、それに対する測量をいたしまして、海岸の工事を進行しない、あるいは海岸の区域を指定いたさないといふふうなことがございしても、特に損失の補償はいたさないといふ建前でございます。

○委員長(赤木正雄君) その測量、調査がされるようでは非常に被害になる、それに対する補償なんです。

○説明員(国宗正義君) ここまでなりまして、ちよつと海岸法の問題を離れて一般問題になると思ひますが、土地収用法第九十二条におきましては、それは類似の場合におきまして損失補償という規定を実は持つておるわけでございます。しかし、それは土地収用法の規定による場合でございます。土地細目の公告があつた後の段階においてのみ議論になるわけでございます。土地細目の公告がございまして、当該土地の所有者に権利の制限を相当課すわけでございます。現状の変更を許さない、あるいは工作物の設置を許さない、さういふ権利制限を加えた上におきまして、事業を廃止いたしました場合は、土地収用法におきまして正当な損失を補償する建前になっておるわけでございます。調査の段階におきましては、いまだ具体的権利制限がないという理由でもつて、海岸法案におきまして、さういふ場合に調査をいたしまして、次に仕事をいたさないといふ場合も、損失補償の規定を設けておらないわけでございます。

○委員長(赤木正雄君) 私は設けるべきでないかと思ひます。今まで黙つていたのは、昔からの考えで、実際調査されたそれだけで非常に被害を受けるものがある。それが仕事をされるのと、その前と……ここに設けてないといふのなら、この次にまたお伺いします。

○近藤信一君 その罰則の点ですが、これは土地収用法、それから土地地区画整理法、これらに比較すると、非常にこり重いようなんですが、この土地収用法や土地地区画整理法より罰則を重くしたという点は、何かあるのですか。

○説明員(国宗正義君) この立ち入りを拒んだ場合の四十二条の罰則につきましては、政府部内でも十分検討いたしまして、現行道路法と大体同じ刑罰にいたしておるわけでございます。なお土地収用法は同種の場合におきましては、三万円以下の罰金にしておるわけでございます。これは平仄はとれておりません。そこは土地収用法におきましては成立の時代も異にいたしますことと、それといふいろいろな種類の三十数種類の事業主体が立ち入る場合の話でございます。国、公共団体等の行います場合は、比較されます例は道路法が一番適当な例と思ひます。

○委員長(赤木正雄君) 今のは、土地収用のことにすぐあなたはあつたおっしゃるが、土地収用に行く前ですよ。かりに海岸にイワシをたくさんほそり、あるいは網を仕掛けておる場合に、測量されたのじゃそれはできない。そのことがすでに非常に損害なんです。それに対して土地収用にいかないで、測量されるそのものの補償を何ら考えてない、それは不十分じゃないかというのです。

○政府委員(山本三郎君) 今のような問題が具体的にあらはるわけでございます。あらかじめ立ち入りをして、話し合ひでさういふ網を仕掛けてくれといふような事態の場合には、当然補償をする、さういふ考えであります。

○委員長(赤木正雄君) 今の局長の補償といふことがはつきりわかれば、私はいい。

○石井桂君 今の補償の場合とちよつと違う問題なんです、その四十条で

です、各官の事務のこれは所掌といふのです、それが突然としました。が、今までの例を見ると、ある部分は農林省がやり、ある部分は建設省がやり、部分的に違つた構造でやつておる。そのために、ある箇所は壊れてしまふといふ事実があつたように思ひます。そこでさういふ各省で別々にやるのはいいですが、丈夫なものを統一してできないか、各省の技術者の趣味に依じた設計では困るのじゃないか、さういふので共通した基準があるかどうか、さういふことを聞きたいのです。

○近藤信一君 関連して。それは実例があると思ひます。たとえば災害で海岸堤防が壊れてしまふ、そのときに建設省ですつと堤防だけはやつてゆくと、樋門に対してはそれが同時にやられず、樋門とそれから樋門にくつくとそこは残るわけです。すぐその樋門と海岸はくつてくわけなんです。さうすると、建設省の方は非常に早く堤防をやつてしまつたが、樋門の部分が依然として壊れてやつてある。さうして、さういふ、次の台風が来て、そこからはまたやられる。さういふ危険性が今日まであつたわけなんです。さういふ点も一つ、今石井委員の質問された質問とあわせて御答弁願ひたい。

○政府委員(山本三郎君) ただいまのようなお話がございまして、堤防は、建設省が補助してやる水門につきましては、ほかの方々の考え方がいかにいふやうなことが具体的にございまして、た。しかし今回の案におきましては、海岸堤防といふものは、さういふ樋門なり、水門なり、さういふものは含ま

しめて一体にして管理しよう、こういうことになっております。

それから石井先生のお話の築造の基準でございますが、先ほどいろいろと御注意をいただきました築造の基準が、非常にはつきりしたものでございませうが、法律上築造の基準が設定された以上は、各省とも同じ趣旨で、このように今後におきましてよく基準等につきましては打ち合せの上実行していきたい、こういう考えであります。

○石井桂君 もう一つ、これは土地収用法の一部の改正を、附則でしていただきますが、今また土地収用法の一部を改正する法律が出るんじゃないですか、別に出るんじゃないですか。

○説明員(国宗正義君) 土地収用法の一部改正は、他の目的をもって改正されているわけですが、本法案におきまして改正は、海岸法を制定するがゆえに、第三条を改正するわけでございますから、別個に扱ったわけでありま

す。

○石井桂君 私はその土地収用法の一部を改正するならば、向うが本家なんですね、海岸法を出したついでに向うの法律を改正するということは、近ごろのアメリカ流のやり方で、うまくないと思うのですよ。人が知らないうちに、人のうちの何か物をかっぱらっていくような格好の行き方は……。だから、向うを直すのが本筋だと思ふのだけれども、向うが非常にむずかしくて取りにくいから、こっちを安直にやっちゃおうというのではなかつたかどうか、全く事務的であつたかどうか。

○説明員(国宗正義君) 言われます御趣旨はごもっともであると思ひます。が、向うの方の改正の内意等では、若干の考慮がありますが、これにつきましては計画局と、建設省部内の上で、本法案の附則第六項の土地収用法の一部改正は本法案と運命をともにすべきものでありまして、本法案の附則で改正されたわけでありま

す。

○近藤信一君 それと似たようなことですが、これを見ますと、これは十幾つの法案を改正することになって

いるのです。そこでこの海岸法が今国会で通過すると、まあ私もそれに努力したいと思ふのですが、通過いたしましても、この十幾つの法案の改正をやらなければならぬ、こういうことになるのですが、これらの十幾つの法案改正のために、それぞれの関係して

いる省と話し合ひで今国会にこれを全部やるというふうな結果になっているのかどうか、その点御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(山本三郎君) 各法律を主管する各省とは話し合ひは十分ついているわけでありま

す。

○近藤信一君 話し合ひがついていて、このことは、今国会に全部これは法律改正はなされる見通しですか。

○政府委員(山本三郎君) この海岸法案が成立いたしますと、その法律は自然と改正されたことになるのであります。

○委員長(赤木正雄君) 本日の委員会はこれをもって散会したいと思います。次回は、次回は明後日午前十時から開会したいと思います。

なお、海岸法につきましては、大体の逐条質疑は済みまして、次回は、全体の質疑をお願いいたします。

本日、これにて散会いたします。

午後四時四十分散会

四月十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、広島県準用河川有地川改修工事施行に関する請願(第一一四六号)

一、二級国道札幌留萌線の一部改良工事施行に関する請願(第一一四八号)

一、北海道手稲町金山、小樽市銭函町間道路工事施行に関する請願(第一一四九号)

一、京都府宇治川天ヶ瀬崩壊地早期復旧に関する請願(第一一五五号)

一、京都府宇治川天ヶ瀬ダム建設に伴う補償の請願(第一一五六号)

一、積雪寒冷地域における冬期道路交通確保に関する立法措置の請願(第一一五七号)

一、北海道千歳川治水工事施行に関する請願(第一一六三号)

一、北海道東の沢川改修工事施行に関する請願(第一一六四号)

一、一級国道十二号線完全舗装に関する請願(第一一六五号)

一、一級国道二十号線改良工事施行に関する請願(第一一七九号)(第一一八九号)

第一一四六号 昭和三十一年四月二日受理

広島県準用河川有地川改修工事施行に関する請願

請願者 広島県産品郡芦田町 河村秀市外一名

紹介議員 一松 定吉君

下流の芦田町大字福田才町地区約八百メートルの区間がとくに川底高く、いわゆる天上川になつてゐるため、水去り状態悪く豪雨時には才町新川(才町地内耕地六十町歩の悪水排出堀)に土砂を流入するばかりか、町内に逆流したり排水を阻害したりする結果、耕地の冠水、住居の浸水等じん大なる被害を及ぼしてゐるから、芦田川改修に關連して有地川下流約八百メートル区間の根本的大改修工事を実施せられたとの請願。

第一一四八号 昭和三十一年四月二日受理

二級国道札幌留萌線の一部改良工事施行に関する請願

請願者 北海道浜益郡浜益村 長 高野正治外一名

紹介議員 木下 源吾君

二級国道札幌留萌線は、石狩湾沿岸六箇市町村を南北に貫通する唯一の幹線で、沿線町村の産業隆進上絶対欠くことのできな

い重要な路線であると共に、本年から総合調査に着手する二千町歩の群別地区開拓地並にその他約一千町歩に及ぶ地域の開発は、一に本路線の改修工事完成をもつて実現するものであるから、現在交通不能になつてゐる浜益村毘砂別から厚田村安瀬までの二万一千四百三十七メートル及び浜益村床丹から増毛町雄冬までの一万五千八十メートルの改良工事を完成せられたとの請願。

第一一四九号 昭和三十一年四月二日受理

北海道手稲町金山、小樽市銭函町間道路工事施行に関する請願

請願者 北海道札幌市手稲町 長 藤輪早三郎外一名

紹介議員 木下 源吾君

星置三郎線道路は、手稲町字金山から字星置字山口を経て小樽市銭函町字大浜に至る延長三千二百メートルの幹線であつて、道内に広く定評のある山口西瓜の生産地帯を縦断するもので、本路線完成の後は農産物の搬出はもち

ろ、肥料搬入の利便と相まつてこの地帯の営農の適正が期されるばかりでなく、夏季においては本町唯一の海水浴場へ通ずる道路として産業文化に与える恩恵は多大なものであるから、国費補助事業として是非とも本路線の完成を圖られたとの請願。

第一一五五号 昭和三十一年四月二日受理

京都府宇治川天ヶ瀬崩壊地早期復旧に関する請願

請願者 滋賀県議會議長 辻田 太一

紹介議員 村上 義一君

京都府宇治市天ヶ瀬、六石山が三月十六日突如崩壊したため宇治川のほとん

きるより適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第一一五六号 昭和三十一年四月二日受理
京都府宇治天ヶ瀬ダム建設に伴う補償の請願
請願者 滋賀県議会議長 辻田 太一

紹介議員 村上 義一君
今回政府は、淀川水系の治水対策の一環として宇治天ヶ瀬にダム建設を企図されこれが調査に着手される由であるが、当ダム建設が実現されれば水没予定地にある農家は其の耕地面積の大半を失うこととなりこれら住民は全く生活の根柢を奪われ幾十年にわたる祖先墳墓の地から離れざるを得なくなるから、離農を余儀なくされる農民のために万全の補償措置を講ぜられたいとの請願。

第一一五七号 昭和三十一年四月三日受理
積雪寒冷地域における冬期道路交通確保に関する立法措置の請願
請願者 富山県議会議長 岩川 毅

紹介議員 石坂 豊一君
富山県は地理的気象的悪条件のため年間を通じてその三分の一が降雪寒冷期にあたり、累年積雪はなほだしく、そのため道路の除雪及び凍害防止等に多大の経費を要し更に融雪時には道路にじん大な被害をこうむつてゐる。従つてこの問題の対策については国会及び政府に強く要請してきたが幸い今国会に積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法案が提出され、被害地方民として厚く感謝してゐると

ころであるから、すみやかに同法の成立を期せられたいとの請願。

第一一六三号 昭和三十一年四月三日受理
北海道千歳川治水工事施行に関する請願
請願者 北海道千歳郡恵庭町 長 田中菊治外一名

紹介議員 木下 源吾君
石狩川水系千歳川は、下流江別市において高丘地となつてゐるため、中流恵庭、広島、長沼三町地域においては水流がゆるやかとなり、滞水は三町村原野に停滞して開発を妨げている現状である。なお、上流漁川合流点附近までは昭和八年、石狩川治水事務所において築堤を施行したが、それから下流の約八キロメートルの区間は放置されているため、降雨、雪どけの際はたちまちあふれ出して附近一帯どろ海と化し、住民の困難は堪り知れないものがあるから、千歳川中流の治水すなわち屈曲部の切り換えと兩岸の築堤工事をすみやかに実施せられたいとの請願。

第一一六四号 昭和三十一年四月三日受理
北海道東の沢川改修工事施行に関する請願
請願者 北海道札幌郡広島村 長 中下武雄外一名

紹介議員 木下 源吾君
北海道東の沢川は、札幌郡広島村の北の里、西の里地区のよく野を東西に縫い、江別川に合流する河川であるが、戦後緊急開拓によつて、水源地である野幌国有林が伐採されたため、降雨とともにはんらんし、毎年農作物にじん大な被害を与えているから、下流部分

四キロの改修工事を早急に施行せられたいとの請願。

第一一六五号 昭和三十一年四月三日受理
一級国道十二号線完全舗装に関する請願
請願者 北海道空知郡岩見沢市 長 川村芳次外一名

紹介議員 木下 源吾君
北海道開発の基本的要点的第一は主要幹線道路の整備にあることは言をまたない処であるが、最近その進度が停とんの様相を呈しており幹線道路の整備は本州のそれに比較すると低位にあるから、一級国道十二号線の完全舗装を早急に実現せられたいとの請願。

第一一七九号 昭和三十一年四月五日受理
一級国道二十号線改良工事施行に関する請願
請願者 長野県議会議長 矢島 武治

紹介議員 羽生 三七君
一級国道二十号線は、東京都から山梨県を経て長野県南信地方に連絡する枢要幹であり、これが改修は近時交通量の非常な増大をきたしつつある現状と、山梨県と長野県の産業経済、観光等開発のための要件であるから、本路線の改修、ことに長野県諏訪郡富士見町界隈から長野県諏訪市上諏訪武津間の改修工事をすみやかに実施せられたいとの請願。

請願者 長野県議会議長 矢島 武治
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一一五七号と同じである。

昭和三十一年四月二十一日印刷

昭和三十一年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局